

**令和6年度**

**地域密着型サービス事業所**

**集団指導資料**

**(共通編)**

**福岡市 福祉局 高齢社会部**

**事業者指導課**

## [ 目 次 ]

1 令和6年度介護報酬改定について	1
2 各サービス共通事項について	
(1) 介護サービス情報の公表制度について	5
(2) 医師・歯科医師・看護師等の免許を有さない者による医療行為について	7
(3) 介護職員等による喀痰吸引等の実施について	11
(4) 防災計画等の策定・見直し及び被災状況報告について	13
(5) 消費生活用製品（福祉用具）の重大製品事故に係る公表について	18
(6) 福岡市介護サービス事故に係る報告要領について	19
(7) 感染症対策等について	27
(8) 高齢者虐待防止及び身体拘束廃止について	30
(9) 個人情報の保護に関する事項	51
(10) 月額報酬の日割り請求にかかる適用について	54
3 地域密着型サービスの外部評価について	
(1) 外部評価概要について	60
(2) 外部評価の実施の免除に係る申請について	66
(3) 運営推進会議及び運営推進介護を活用した外部評価について	69
4 地域密着型サービス事業者の指定内容の変更等について	
(1) 介護サービス事業者の業務管理体制の届出及び整備等について	70
(2) 地域密着型サービス事業者の指定内容の変更について	72
(3) 介護職員待遇改善加算について	75
(4) 代表者・管理者・計画作成担当者が受講すべき研修について	92
・令和6年度福岡市介護保険事業者向け研修　日程表	93
・資格要件を満たしていない管理者又は計画作成担当者の配置について	94
5 指定基準等に係る本市への問い合わせについて	97

## 令和6年度介護報酬改定について（共通部分）

### 1 令和6年度介護報酬改定の施行時期について

令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとされています。

#### （1）6月1日施行とするサービス

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所リハビリテーション

#### （2）4月1日施行とするサービス

##### （1）以外のサービス

#### （3）処遇改善関係加算の施行の時期について

加算率の引上げについては、令和6年6月1日施行。加算の一本化についても令和6年6月1日施行、現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和6年4月1日施行。

#### （4）補足給付に関わる見直し

- ・令和6年8月1日施行とする事項  
基準費用額の見直し
- ・令和7年8月1日施行とする事項  
多床室の室料負担

## 2 省令、告示及び通知等の改正

改正内容の主な項目について掲載しています。

詳細について、各サービスの資料及び厚生労働省通知にてご確認ください。

(1) 人員配置基準における両立支援への配慮
全サービス共通
<ul style="list-style-type: none"><li>「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として取扱うことを認める。</li><li>「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。</li></ul>
(2) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化
全サービス共通
提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨が明確化された。
(3) いわゆるローカルルールについて
全サービス共通
都道府県及び市町村に対して、人員配置基準に係るいわゆるローカルルールについて、あくまでも厚生労働省令に従う範囲内で地域の実情に応じた内容とする必要があること、事業者から説明を求められた場合には当該地域における当該ルールの必要性を説明できるようにすること等を求める。
※令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol. 1 問183
(4) 「書面掲示」規制の見直し
全サービス共通
運営基準上、事業所の運営規定の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載しなければならない。
※令和7年度から義務付け

<p>(5) テレワークの取り扱い</p>
<p>全サービス（居宅療養管理指導を除く）</p> <p>人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方が示される。</p> <p>「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（令和6年3月29日老高発0329第2号、老認発0329第5号、老老発0329第1号）</p>
<p>(6) 業務継続計画未策定事業所に対する減算</p>
<p>★訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、（介護予防支援）居宅介護支援</p> <p>☆通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院</p> <p>※居宅療養管理指導</p>
<p>(単位数) 施設・居住系サービス 所定単位数の100 分の3に相当する単位数を減算</p> <p>その他のサービス 所定単位数の100 分の1に相当する単位数を減算</p> <p>★のサービス 令和7年3月31日までの間減算の対象としない</p> <p>☆のサービス 原則減算の対象（1年間の経過措置要件もあり）</p> <p>※居宅療養管理指導 減算の対象としないことに加えて令和9年3月31日まで 業務継続計画策定の経過措置期間を延長する</p> <p>(算定要件) 業務継続計画の策定</p>
<p>(7) 高齢者虐待防止の推進</p>
<p>訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、（介護予防支援）居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院</p> <p>☆（介護予防）福祉用具貸与</p>

(単位数) 所定単位数の100 分の 1 に相当する単位数を減算

(算定要件) 虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者をさだめること）が講じられていない場合

☆ (介護予防) 福祉用具貸与 令和 9 年 3 月 31 日まで経過措置あり

# 介護サービス情報の公表制度について

## 1 制度の趣旨

平成18年4月から、介護サービスを行っている事業者に介護サービス情報の公表が義務付けられています。この制度は、介護保険の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するため、利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する介護サービス情報を、円滑かつ容易に取得できる環境整備を図ることを目的としています。

## 2 制度の概要

介護サービス事業者は、年に1回、介護サービス情報を報告する必要があります。報告された情報が記入漏れや記入誤り等がなければ、報告した内容が公表されます。

また、報告された情報の調査については、平成24年度以降は任意となっており、介護サービス事業者が希望した場合に、事業所を訪問して実施します。

平成30年度から、政令市（北九州市、福岡市）の事業所については、報告先及び調査の実施が、所管の政令市になっています。

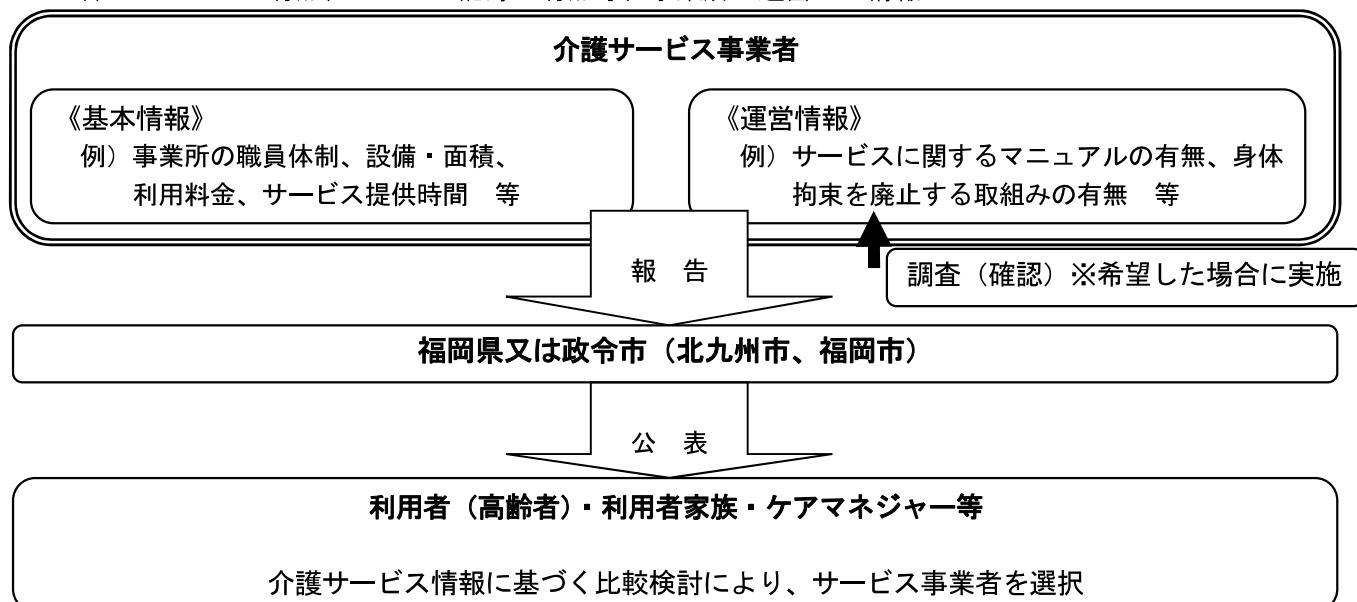
### （公表される内容）

#### （1） 基本情報

事業所の所在地、定員、従業員数、利用料金等、事業所の概要となる情報

#### （2） 運営情報

各マニュアルの有無、サービス記録の有無等、事業所の運営上の情報



## 3 対象事業

### （1）対象となるサービス

訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）特定福祉用具販売、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護（介護保険法施行規則（平成11年厚令第36号。）第14条第4号及び第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定療養通所介護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随时対応型訪問介護看護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、介護医療院、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を除く。）

### （2）対象とならないサービス

① 介護保険法（以下「法」という。）第71条第1項本文の規定に基づき、法第41条第1項本文の指定があったものとみなすもの、法第72条第1項本文の規定に基づき、法第41条第1項の本文の指定があったものとみなすもの、又は法第115条の11において準用する法第71条第1項本文及び法第72条第1項の規定に基づき、

法第 53 条第 1 項本文の指定があったとみなすもの(以下「みなし指定」という。)については、みなし指定となって 1 年を経過していない場合は対象外となります。

- ・ 病院・診療所における（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所リハビリテーション
  - ・ 介護老人保健施設における（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション
  - ・ 介護医療院における（介護予防）短期入所療養介護
- また、（介護予防）短期入所療養介護の事業所のうち、平成 21 年度から新たに提供可能となった有床診療所の一般病床については、対象外となります。

② 既存の事業者で、前年度に受領した介護報酬の額（利用者負担額を含む。）が、居宅サービス及び介護予防サービスのいずれの事業でも 100 万円を超えない事業者は報告対象外です。

## 4 情報公表事務の流れ

### (1) 計画の策定

県（政令市）は、毎年、「介護サービス情報の報告に関する計画」、「調査事務に関する計画」及び「情報公表事務に関する計画」を「介護サービス情報の公表制度に係る報告・調査・情報公表計画」（以下「計画」という。）として一体的に定め、公表します。

### (2) 通知

計画に基づき、対象事業者に報告方法等に関する通知文書を送付します。

### (3) 情報の報告

介護サービス事業者は、自らの責任において介護サービス情報（基本情報及び運営情報）を、インターネットを通じて県（政令市）に報告します。（調査を希望しない場合は、記入漏れ及び記入誤り等がなければ「(6)情報の公表」となります。）

### (4) 調査を希望する場合の申込み

調査を希望する事業所は、調査希望の申込みを行います。申込み方法及び手数料の納付方法については、県（政令市）が指定した方法で行ってください。

### (5) 調査の実施

調査希望の申込み及び手数料の納付を確認した後に、調査する日程を決定し、県（政令市）が調査を実施します。

### (6) 情報の公表

介護サービス情報をインターネット等により公表します。

調査を希望する事業所は、調査結果に基づき、介護サービス情報をインターネット等により公表します。

※ 報告に関する方法、手順及び提出締切等の詳細については、「(2)通知」の際にお知らせします。

## 5 公表の時期

新しく指定を受けた事業所（新規事業所）は事業開始時、前年度から継続している事業所は 1 年に 1 回（県（政令市）が定めた時）です。

なお、新規事業者は、基本情報のみの公表となり、運営情報は公表免除になりますが、事業開始後に任意で公表することは可能です。

## 6 手数料

公表手数料：なし

調査手数料：県又は政令市から通知しますので、確認してください。

※調査を希望する場合のみ、手数料が必要です。

## 7 行政処分

介護サービス情報の公表制度は、介護保険法に基づくものであり、

- ① 報告を行わない。
- ② 虚偽の報告を行う。
- ③ 調査を妨げる。

などの事例に該当する事業所に対しては、県が改善命令を出し、なお従わない場合は、指定若しくは許可の取消し、又は指定若しくは許可の全部又は一部の効力を停止することがあります。

## 医師・歯科医師・看護師等の免許を有さない者による医行為等について

I 医療機関以外の高齢者介護・障がい者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるもの。また、医療機関以外の介護現場で実践されることが多いと考えられる行為であって、原則として医行為ではないと考えられるもの及び介護職員が行うに当たっての患者や家族、医療従事者等との合意形成や協力に関する事項について

項目	具体的行為
1 体温の測定	水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること 耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること
2 血圧の測定	半自動血圧測定器（ポンプ式を含む。）を用いて血圧を測定すること。
3 動脈血酸素飽和度の測定	新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着し、動脈血酸素飽和度を確認すること。
4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等の処置	専門的な判断や技術を必要としない処置をすること（汚物で汚れたガーゼの交換を含む。）
5 服薬等介助関係 皮膚への軟膏の塗布 (褥瘡の処置を除く。)、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること	(1)患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認している ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと ③ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと (2)医師、歯科医師又は看護職員の免許を有しない者による医薬品の使用的介助ができるこことを本人又は家族に伝えている (3)事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導がある (4)看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。  具体的には、水虫や爪白癬に罹患した爪への軟膏又は外用液の塗布（褥瘡の処置を除く。）、吸入薬の吸入及び分包された液剤の内服介助すること。
6 爪の処置	爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること
7 口腔の処置	重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること
8 耳垢の処置	耳垢を除去すること（耳垢塞栓の除去を除く）
9 ストマ装置の処置	ストマ装具のパウチにたまつた排泄物を捨てるこ。（肌に接着したパウチの取り替えを除く。）
10 自己導尿の補助	自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと
11 浸漬	市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（※）を用いて浣腸すること

		※ 挿入部の長さが5から6cm程度以内、グリセリン濃度50%、成人用の場合で40g程度以下、6歳から12歳未満の小児用の場合で20g程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で10g程度以下の容量のもの
12	在宅介護等の介護現場におけるインスリンの投与の準備・片付け	(1) あらかじめ医師から指示されたタイミングでの実施の声かけ、見守り、未使用の注射器等の患者への手渡し、使い終わった注射器の片付け（注射器の針を抜き、処分する行為を除く。）及び記録を行うこと。 (2) 患者が血糖測定及び血糖値の確認を行った後に、介護職員が、当該血糖値があらかじめ医師から指示されたインスリン注射器を実施する血糖値の範囲と合致しているかを確認すること。 (3) 患者が準備したインスリン注射器の目盛りが、あらかじめ医師から指示されたインスリンの単位数と合っているかを読み取ること。
13	血糖測定	患者への持続血糖測定器のセンサーの貼付や当該測定器の測定値の読み取りといった、血糖値の確認を行うこと。
14	経管栄養	(1) 皮膚に発赤等がなく、身体へのテープ貼付に当たって専門的な管理を必要としない患者について、既に患者の身体に留置されている経鼻胃管栄養チューブを留めているテープが外れた場合や、汚染した場合に、あらかじめ明示された貼付位置に再度貼付を行うこと。 (2) 経管栄養の準備（栄養等を注入する行為を除く。）及び片付け（栄養等の注入を停止する行為を除く。）を行うこと。なお、以下の3点については、医師又は看護職員が行うこと。 ①鼻から経管栄養の場合に、既に留置されている栄養チューブが胃に挿入されているかを確認すること。 ②胃ろう・腸ろうによる経管栄養の場合に、び爛や肉芽など胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことを確認すること。 ③胃・腸の内容物をチューブから注射器でひいて、性状と量から胃や腸の状態を確認し、注入内容と量を予定通りとするかどうかを判断すること。
15	喀痰吸引	吸入器に溜まった汚水の廃棄や吸入器に入れる水の補充、吸入チューブ内を洗浄する目的で使用する水の補充を行うこと。
16	在宅酸素療法	(1) 在宅酸素療法を実施しており、患者が援助を必要としている場合であって、患者が酸素マスクや経鼻カニューレを装着していない状況下における、あらかじめ医師から指示された酸素流量の設定、酸素を流入していない状況下における、酸素マスクや経鼻カニューレの装着等の準備や、酸素離脱後の片付けを行うこと。ただし、酸素吸入の開始（流入が開始している酸素マスクや経鼻カニューレの装着を含む。）や停止（吸入中の酸素マスクや経鼻カニューレの除去を含む。）は、医師、看護職員又は患者本人が行うこと。 (2) 在宅酸素療法を実施するに当たって、酸素供給装置の加湿瓶の蒸留水を交換する、機器の拭き取りを行う等の機械の使用に係る環境の整備を行うこと。 (3) 在宅人工呼吸器を使用している患者の体位変換を行う場合に、医師又は看護職員の立会いの下で、人工呼吸器の位置の変更を行うこと。
17	膀胱留置カテーテル	(1) 膀胱留置カテーテルの畜尿バックからの尿廃棄（DIBキャップの開閉を含む。）を行うこと。

		(2) 膀胱留置カテーテルの畜尿バックの尿量及び尿の色の確認を行うこと。 (3) 膀胱留置カテーテル等に接続されているチューブを留めているテープが外れた場合に、あらかじめ明示された貼付位置に再度貼付を行うこと。 (4) 専門的管理が必要無いことを医師又は看護職員が確認した場合の、膀胱留置カテーテルを挿入している患者の陰部洗浄を行うこと。
18	食事介助	食事（とろみ食を含む。）の介助を行うこと。
19	その他	有床義歯（入れ歯）の着脱及び洗浄を行うこと。

### 【注意】

#### 注1

在宅酸素療法を実施するに当たって、酸素流入中の酸素マスクや経鼻カニューレがずれ、次のいずれかに該当する患者が一時に酸素から離脱（流入量の減少を含む。）したことが見込まれる場合に、当該酸素マスクや経鼻カニューレを元の位置に戻すことも原則として、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要がないものとして考えられる。

- ①肢体不自由等により、自力で酸素マスクや経鼻カニューレを戻すことが困難である患者
- ②睡眼中や意識がない状態で、自力で酸素マスクや経鼻カニューレを戻すことが困難である患者

#### 注2

前記1から19まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得るため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、前記12から13に掲げる行為については、患者の血糖値や食事摂取量等が不安定でないことが必要である。

さらに、前記1から3及び12（2）、13に掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

#### 注3

前記2、3、5、12から19まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、その実施に当たっては、当然ながら患者本人や家族に対して分かりやすく、適切な説明を行うとともに、介護職員等の実施する行為について患者本人や家族が相談を行うことができる環境作りに努めることが望ましい。また、必要に応じて、注2のサービス担当者会議の開催時等に医師、歯科医師又は看護職員に相談する、必要に応じて書面等で指示を受ける、ケアの実施後に医師、歯科医師又は看護職員に報告を行う等して適切に連携することが望ましい。

#### 注4

前記1から19まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、介護サービ

ス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

#### 注5

今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

#### 注6

1から19まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。上記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

#### 注7

4は、切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当を行うことを否定するものではない。

#### ＜参考＞

「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」  
厚生労働省医政局長通知（平成17年7月26日付 医政発第0726005号）

「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師報第31条の解釈について（その2）」  
厚生労働省医政局長通知（令和4年12月1日付 医政発1201第4号）

## 介護職員等による喀痰吸引等の実施について

平成24年度の社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、平成28年度以降の介護福祉士国家試験合格者及びそれ以外の研修を受けた介護職員等（ホームヘルパー等の介護職員、前記以外の介護福祉士、特別支援学校教員等）は、一定の条件の下で、喀痰吸引等の実施が可能となりました。

なお、用語の定義として、介護福祉士（平成28年度以降の合格者に限る。）であって実地研修を修了した者が実施できる行為を「**喀痰吸引等**」といい、都道府県又は登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修を修了し、都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証を交付された介護職員等により実施できる行為を「**特定行為**」といいます。（実施できる行為の内容は同じです）

### ○喀痰吸引等（特定行為）の種類

- (1) 口腔内の喀痰吸引
- (2) 鼻腔内の喀痰吸引
- (3) 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- (4) 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- (5) 経鼻経管栄養

### 1 老人福祉法・介護保険法に基づく事業所で喀痰吸引等（特定行為）を実施するためには

喀痰吸引等（特定行為）を実施できる介護福祉士又は認定特定行為業務従事者認定証を交付された介護職員等（以下、「認定特定行為業務従事者」という。）が所属しており、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等の一定の条件を満たしているとして、その事業所ごと・事業種別ごとに、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」の登録を受ける必要があります。

### ○登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録

喀痰吸引等（特定行為）業務を開始しようとする**30日前までに**、申請書に關係書類を添えて、県に**登録の申請**をしてください。要件に全てに適合していると認められる場合、登録を行った旨を通知します。

登録申請時に提出した介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿に変更が生じた場合は、変更の日から**30日以内に変更の届出**をしてください。

登録申請に必要な書類は、県ホームページに掲載しています。

トップページ>テーマから探す>健康・福祉・子育て>介護・高齢者福祉>介護職員・介護支援専門員>「喀痰吸引等事業者（特定行為事業者）の登録申請等」

なお、登録喀痰吸引等事業者にあっては、介護福祉士が基本研修又は医療的ケアを修了している場合であって、実地研修を修了していない場合には、当該事業所において、その介護福祉士に対して実地研修を行う必要があります。

## **2 介護福祉士・介護職員等が喀痰吸引等（特定行為）を実施するには**

### **○介護福祉士**

基本研修または医療的ケアを修了している介護福祉士が喀痰吸引等を実施するためには、登録喀痰吸引等事業者または登録研修機関で実地研修を修了し、実施できる喀痰吸引等が付記された介護福祉士登録証の交付を受ける必要があります。

介護福祉士登録証に実施できる喀痰吸引等の行為を記載する手続きについては、「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」のホームページでご確認ください。

### **○認定特定行為業務従事者**

介護職員等が喀痰吸引等の行為を実施するためには、喀痰吸引等を行うのに必要な知識及び技能を修得するための研修（喀痰吸引等研修）を修了し、県から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける必要があります。

交付申請を受け付けた日から30日以内に認定証を交付しますので、交付日以降、実施することができます。

認定証の交付申請に必要な書類は、県ホームページに掲載しています。

トップページ>テーマから探す>健康・福祉・子育て>介護・高齢者福祉>介護職員・介護支援専門員>「介護職員が喀痰吸引等を実施するためには（認定特定行為業務従事者認定証の交付申請等）」

## **3 喀痰吸引等研修**

喀痰吸引等研修には、次の研修課程があり、登録研修機関で受講することができます。

第1号研修：喀痰吸引及び経管栄養のすべて（不特定多数の者対象）

第2号研修：喀痰吸引及び経管栄養のうち任意の行為（不特定多数の者対象）

第3号研修：各喀痰吸引等の個別の行為（特定の者対象）

なお、登録喀痰吸引等事業者において介護福祉士に対し実地研修を行う場合の実地研修指導講師※になるための研修（講師養成課程）については、県が実施しています。

※医療従事者に限定されています。

### **○登録研修機関**

県内の登録研修機関の名簿は、県ホームページに掲載しています。

トップページ>テーマから探す>健康・福祉・子育て>介護・高齢者福祉>介護職員・介護支援専門員>「介護職員が喀痰吸引等を実施するためには（認定特定行為業務従事者認定証の交付申請等）」

または

トップページ>テーマから探す>健康・福祉・子育て>介護・高齢者福祉>介護職員・介護支援専門員>「（喀痰吸引等研修）登録研修機関の登録申請等」

### **○講師養成課程**

今年度の実施について詳細が決定次第、県ホームページに掲載します。

# 防災計画の策定・見直しについて



※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

## I 防災計画の策定・見直し及び被災状況報告について

### 1 防災計画策定の義務

高齢者福祉施設等の基準においては、「非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない」とされています。

各施設等において防災計画（非常災害対策計画）を作成することが義務付けられているのです。

### 2 福岡県高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル

平成24年3月に福岡県で作成した「高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル」（以下「マニュアル」という。）は、高齢者福祉施設等が防災計画を策定する際に、参考としていただくためのものです。本書を参考としながら、施設の種類、規模、立地条件等それぞれの施設の特性に応じた防災計画（非常災害対策計画）となるように作成又は見直しを行ってください。

また、地震についても、具体的な防災計画の作成に努めてください。

### 3 防災計画（非常災害対策計画）の策定・見直しに関する留意点

（1）防災計画（非常災害対策計画）の作成又は見直しに当たっては、誰もがすぐに分かるよう簡潔かつ具体的な内容とし、意思の疎通を図る意味でも職員みんなで作成しましょう。施設の立地条件や入所者等の特性に応じた対策とするとともに、マニュアルのチェックリストを活用して、必要な事項等が盛り込まれているかどうか、十分検討してください。

#### （2）検討・点検項目

- ① 水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた防災計画（非常災害対策計画）が策定されているか。
- ② 防災計画（非常災害対策計画）に次の項目がそれぞれ含まれているか。
  - (イ) 介護保険施設等の立地条件 (ロ) 災害に関する情報の入手方法
  - (ハ) 災害時の連絡先及び通信手段の確認 (ニ) 避難を開始する時期、判断基準
  - (ホ) 避難場所 (ヘ) 避難経路 (ト) 避難方法 (チ) 災害時の人員体制、指揮系統
  - (リ) 関係機関との連絡体制

#### 4 防災訓練（避難訓練）の実施

- (1) たとえ立派な防災計画（非常災害対策計画）を立てても、普段から行っていないことは、緊急時にもできません。定期的に、様々な災害状況を想定して、防災計画（非常災害対策計画）に基づいて、実効性のある防災訓練（避難訓練）を実施しましょう。
- (2) 防災訓練（避難訓練）についての点検項目
  - ・水害・土砂災害の場合を含む地域の実情に応じた災害に係る避難訓練が実施されたか。

#### 5 防災計画（非常災害対策計画）の見直し

防災訓練（避難訓練）を実施した結果や防災教育等で培った知識、情報等を踏まえ、隨時、防災計画（非常災害対策計画）の見直しを行い、実効性のある計画となるようにしましょう。

##### 【参考となる通知・資料】

（通知）

- 「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」  
(平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号 厚生労働省総務課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保険課長連名通知)

※マニュアル及び参考となる通知・資料は、県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bousai-16.html>

#### 6 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

社会福祉施設等においては、ライフライン等が長期間寸断され、サービスの維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。そのため、平時から災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、必要な対策を講じる必要があります。

特に近年、大規模な豪雨災害が発生していることから、非常用電源設備の設置や浸水対策（設置場所の見直しや防水扉の整備など）を十分に検討してください。

なお、非常用電源設備の設置については、補助金を活用できる場合がありますので、詳細は介護保険課施設整備係にお問い合わせください。

##### 【参考となる通知・資料】

（事務連絡）

- 「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」  
(平成30年10月19日厚生労働省老健局総務課等事務連絡)

#### 7 被災した場合について

災害により被災した場合には、適切な対応を行われるとともに、下記のURLの介護サービス情報報告システムにより報告していただき、報告した内容を直ちに所在地の保険者等にFAX等で報告してください。

<https://www.kairokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/40/>

※ 介護サービス情報報告システム（被災情報報告編）のマニュアルについて

[https://www.kairokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/40/?action\\_houkoku\\_static\\_help=true](https://www.kairokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/40/?action_houkoku_static_help=true)

※ 県所管の事業所の報告先は以下のとおりとなります。

- 指定居宅サービス事業所等→システムによる報告→所在地の保険者に報告内容をFAX等で連絡
- 高齢者福祉施設等→システムによる報告→管轄の保健福祉（環境）事務所に報告内容をFAX等で連絡

## ○ 有料老人ホーム等→システムによる報告

## II 業務継続計画（BCP）の作成について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、令和3年度の介護報酬改定で、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられました。

作成について、厚生労働省のホームページに「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」として、感染症、災害のそれぞれについて作成を支援するためのガイドラインやサービス種別ごとの計画書のひな型、業務継続計画（BCP）についての研修動画が掲載されています。

各施設・事業所で作成、研修の参考としてください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

### （参考）介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るために、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和2年12月11日作成。必要に応じ更新予定。）

掲載場所：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

#### 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

##### ❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

##### ❖ 主な内容

- ・BCPとは・・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割・・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等



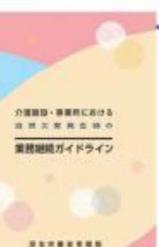
#### 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

##### ❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

##### ❖ 主な内容

- ・BCPとは・・防災計画と自然災害BCPとの違い
- ・介護サービス事業者に求められる役割・・BCP作成のポイント
- ・自然災害発生に備えた対応・発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項）等



## ○ガイドライン及びひな形の掲載 URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

## III 避難確保計画の作成について

### 1 避難確保計画作成義務について

「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年5月19日に交付されたことにより、浸水想定区域や土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設※の管理者等は、避難確保計画の策定・避難訓練の実施が義務となります。

※ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設であり、市町村地域防災計画により定められることとなっています。

### 2 市町村への報告について

避難確保計画を策定・変更したときは、遅滞なくその計画を市町村長へ報告する必要があります。また、避難訓練の実施状況について、市町村へ報告する必要があります。

### 3 避難確保計画作成の手引きについて

作成について、国土交通省のホームページに「要配慮者利用施設の浸水対策」として、計画を作成するための手引き、計画書のひな型、研修動画が掲載されています。

各施設・事業所で作成、研修の参考としてください。

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

## IV 参考資料等について

### 1 防災用語ウェブサイト（国土交通省）

水害・土砂災害の危険が高まった際に、行政機関から発表される防災情報や用語を、メディアなどから住民に伝えていただく際に参考としていただくための、ポイントや留意点をまとめています。

本サイトでは、防災情報が住民の適切な避難行動につながるよう、防災情報が発表されたときにとるべき行動、情報を報道、伝達する際の留意点を中心に、報道・伝達にそのままお使いいただける、簡潔で分かりやすい言葉で説明されています。

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/top>

### 2 ハザードマップポータルサイト（国土交通省）

各市町村が作成したハザードマップの閲覧や洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示できるようになっています。

<https://disaportal.gsi.go.jp>

### 3 防災ポータル（国土交通省）

防災情報318サイトが取りまとめられています。

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/>

# 防犯対策について

## 高齢者施設及び介護サービス事業所の皆さんへ

### ～ 安全・安心を確保するための防犯対策 ～

#### 犯罪を抑止していくためのポイント

○第三者に目撃されるという抑止力（監視性の確保）

○地域の共同意識の向上（領域性の強化）

2つのポイントを踏まえて犯罪抑止 ⇒ 防犯マニュアルの作成を

#### ①施設来訪者のチェック！

不自然な場所への立入者には声かけを！



施設管理者  
し方く必施  
ますだず設  
す立さ受に  
。ちい付ご  
入。に用  
りごおの  
は用立あ  
おのちる  
断な寄方  
りいりは

受付の表示や入所者等との区別を明確にしよう（案内看板・誘導線の設置・来訪者カード）。

#### ②地域や保護者及び関係機関とのネットワークづくり

地域の行事などへの積極的な参加を！



地域や保護者及び関係機関（警察・自治体）との連携づくりを心掛けよう。

#### ③ハード対策による監視性・領域性の強化

防犯カメラの活用を！



防犯カメラ作動中の表示や外周を撮影する防犯カメラの設置が効果的です。

防犯設備・防犯装備の再点検を！



施設の警報装置や消火器などの防犯設備・装備を日頃から点検しよう。

#### ～防犯マニュアル作成ガイドラインについて～

福岡県では、高齢者施設等において防犯意識を高め、防犯対策を進めていただくために防犯マニュアル作成ガイドラインを公開しています。各施設等におかれましては、その規模、立地条件、設備等の状況を踏まえて、適切な防犯マニュアルを作成していただきましますようお願いします。

（防犯マニュアル作成ガイドラインURL）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/koreibohanmanual.html>



(福岡県ホームページから抜粋・引用)

トップページ > 健康・福祉・子育て > 介護・高齢者・福祉 > 介護保険 > 消費生活用製品(福祉用具)の重大製品事故に係る公表について

## 消費生活用製品(福祉用具)の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品(福祉用具)の重大製品事故についての情報提供がありましたので、お知らせします。  
福祉用具の使用に際しては、利用者の皆様におかれでは、使用方法等に十分ご注意の上、ご使用ください。  
また、介護保険事業者におかれでは、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行い、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等について、十分な説明を行う等、利用者の安全を確保するため、適切に対応してください。  
なお、県のホームページでは、公表された福祉用具の重大事故について掲載しています。詳細は、消費者庁又は経済産業省のホームページでご確認ください。

◎福岡県ホームページ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukushiyougujiko2021.html>

◎掲載先(消費者庁ホームページ) <https://www.caago.jp/notice/release/2023/>

## 介護事故防止対応マニュアル作成の手引

### 1 事業の目的

各事業所においては、利用者の方が安心して安全に介護サービスを利用することができるよう、事故を未然に防ぐよう努めるとともに、万一事故が発生した場合には、迅速かつ的確に対応する必要があります。

そのためには、各事業所において、事故防止対応マニュアルを作成し、職員に周知するなど、事故防止体制を作つておくことが重要です。しかしながら、居宅サービス事業所等には、事故発生の防止のための指針の作成が義務付けられていません。

そこで、各事業所が、利用者の事故防止対策、事故発生時の対応体制を整備する際に活用できるように、様々な事故のうち、各事業所で起こり得る主な事故を取り上げて、この手引を作成したものです。

各事業所におかれでは、この手引を参考にしながら、事業所の種類や規模、設備等の特性に応じて、「事故防止対応マニュアル」を作成し、事故防止対策の確立及び徹底に取り組まれるようお願いします。

### 2 介護事故防止対応マニュアル作成の手引

介護事故防止対応マニュアル作成の手引を掲載しています。

介護事故防止対応マニュアル作成の手引(全文) [PDFファイル／1.93MB]

以下に「資料2 介護事故防止対応マニュアル作成の手引(全文)」の項目ごとにWordファイルを掲載しています。  
各事業所で必要に応じて項目を追加して活用してください。

資料2-1 「第1 この手引の位置付け」 [Wordファイル／29KB]

資料2-2 「第2 事業所における対応」 [Wordファイル／43KB]

資料2-3 「第3 個別対応指針」 [Wordファイル／2.09MB]

資料2-4 「第3 個別対応指針(チェックリスト)」 [Wordファイル／23KB]

資料2-5 「第4 参考資料」 [Wordファイル／104KB]

# 福岡市介護サービス事故に係る報告要領

## 1 趣旨

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び介護保険施設が保険者に対して行う事故報告については、この要領に基づき、適切に取り扱うものとする。

## 2 サービスの種類

事業所又は施設のサービスの種類については、次のとおりとする(介護予防サービス及び共生型サービスを含む。)。

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 訪問系サービス   | 指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定居宅療養管理指導   |
| (2) 通所系サービス   | 指定通所介護（指定通所介護事業所の設備を利用し提供する夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスを含む。）、指定通所リハビリテーション  |
| (3) 居住系サービス   | 指定特定施設入居者生活介護   |
| (4) 短期入所系サービス | 指定短期入所生活介護、指定短期入所療養介護   |
| (5) 施設サービス    | 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院   |
| (6) 地域密着型サービス | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定夜間対応型訪問介護、指定認知症対応型通所介護（指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用し提供する夜間及び深夜の指定認知症対応型通所介護以外のサービスを含む。）、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用し提供する夜間及び深夜の指定地域密着型通所介護以外のサービスを含む。）、指定療養通所介護（指定療養通所介護事業所の設備を利用し提供する夜間及び深夜の指定療養通所介護以外のサービスを含む。） |
| (7) その他       | 指定居宅介護支援、指定介護予防支援、指定福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売   |

## 3 報告の範囲

9の根拠法令等に掲げる各サービスの基準における利用者又は入所者（以下「利用者」と総称する。）に対する各サービスの提供により事故が発生した場合については、直接介護を提供していた場合のみでなく、次の場合を含む。

- (1) 利用者が事業所又は施設（以下「事業所」と総称する。）内にいる間に起こったもの
- (2) 利用者の送迎中に起こったもの
- (3) その他サービスの提供に密接な関連があるもの

## 4 報告すべき事故の種類

- (1) 報告すべき事故の種別は、次の内容とする。

転倒、転落、異食、不明、誤薬・与薬もれ等、誤嚥・窒息、医療処置関連（チューブ抜去等）、その他（感染症（インフルエンザ等）、食中毒、交通事故、徘徊（利用者の行方不明を含む。）、接触、職員の違法行為・不祥事、事業所の災害被災）

※ 「職員の違法行為・不祥事」は、サービス提供に関する事故として発生したものであって、利用者に損害を与えたもの。例えば、利用者の個人情報の紛失、送迎時の利用者宅の家屋の損壊、飲酒運転、預り金の紛失や横領などをいう。

- (2) 報告すべき事故における留意点

- ① 死亡については、死亡診断書で、老衰、病死等の主に加齢を原因とするもの以外の死因が記載されたものを報告すること。
- ② けが等については、医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故を報告すること。なお、報告すべきか不明の場合は、保険者に問い合わせること。
- ③ 食中毒、感染症等のうち、次の要件に該当する場合は、保険者への報告と併せて管轄の保健所に報告し、指導を受けること。

<報告要件>

- イ 同一の感染症若しくは食中毒による、又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間以内に2人以上発症した場合
  - ロ 同一の有症者等が10人以上又は全利用者の半数以上発症した場合
  - ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者等が必要と認めた場合
  - ④ 従業者の直接行為が原因で生じた事故及び従業者の介助中に生じた事故のうち、利用者の生命又は身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明及び事件性の疑いがあるものを含む。）については、管轄の警察署に連絡すること。
- （注）事故報告には該当しないが、これに準ずるもの（利用者が転倒したものの、特に異常が見られずサービス提供を再開した場合や、職員による送迎時の交通違反の場合等）については、個人記録や事故に関する帳簿類等に記録するとともに、ヒヤリ・ハット事例として事業所内で検討して、再発防止を図ることが望ましい。

## 5 報告の時期及び報告先等

所要の措置（救急車の出動依頼、医師への連絡、利用者の家族等への連絡等）が終了した後、速やかに保険者に対して報告を行うこと。また、併せて居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所に対して報告を行うこと。

報告は、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内に行うこと。ただし、事故の程度が大きいものについては、まず、電話等により、保険者に対し、事故の概要について報告すること。報告に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 利用者の事故について、別表介護サービス事故報告先に定める利用者の保険者に応じた報告先に報告すること。
- (2) 報告後に、当該利用者の容態が急変して死亡した場合等は、再度報告を行うこと。

## 6 報告すべき内容

- (1) 事故状況の程度（受診、入院、死亡等）
- (2) 事業所の名称、事業所番号、連絡先及び提供しているサービスの種類
- (3) 利用者の氏名、年齢、性別、被保険者番号、サービス提供開始日、住所、保険者、要介護度及び認知症高齢者日常生活自立度
- (4) 事故の概要(事故発生・発見の日時及び場所、事故の種別、発生時の状況等)
- (5) 事故発生・発見時の対応(対応状況、受診方法、受診先、診断結果等)
- (6) 事故発生・発見後の状況（家族や関係機関等への連絡）
- (7) 事故の原因分析（本人要因、職員要因、環境要因の分析）
- (8) 再発防止策（手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止先の評価時期および結果等）

## 7 事故報告の様式及び福岡市に対する報告方法等

別に保険者が定める事故報告書の様式がある場合はそれによることとし、基本的に上記6の項目を満たす必要がある。

事故報告書の様式の標準例は、別紙のとおりとする。

福岡市への事故報告書の提出は、電子申請システム（グラファー）により行うものとする。

また、事故報告書は、基本的には利用者個人ごとに作成するが、感染症、食中毒等において、一つのケースで対象者が多数に上る場合は、事故報告書を1通作成し、これに対象者のリスト（標準例の項目3「対象者」及び5「事故発生・発見時の対応」、各人の病状の程度、搬送先等の内容を含むこと。）を添付してもよい。

## 8 記録

事故の状況及び事故に際して採った処理は必ず記録し、完結後5年間は保存すること。ただし、保険者の条例が適用される場合において、異なる期間を定めるときは、その期間とすること。

## 9 根拠法令等

### (1) 居宅サービス及び施設サービス

- ① 福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年福岡県条例第55号）第6条（それぞれ第12条、第17条、第18条の5、第21条、第26条で準用する場合を含む。）、第7条、第13条、第18条、第18条の6、第22条及び第27条又は指定都市若しくは中核市が定める条例における相当の規定
- ② 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第37条（それぞれ第39条の3、第43条、第54条、第58条、第74条、第83条、第91条、第119条、第140条（第140条の13で準用する場合を含む。）、第140条の15、第140条の32、第155条（第155条の12で準用する場合を含む。）、第192条、第192条の12、第206条、第216条で準用する場合を含む。）、第104条の2（それぞれ第105条の3、第109条で準用する場合を含む。）
- ③ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第35条（第49条で準用する場合を含む。）

- ④ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 36 条（第 50 条で準用する場合を含む。）
  - ⑤ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 40 条
  - ⑥ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 34 条（第 50 条で準用する場合を含む。）
  - ⑦ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 53 条の 10（それぞれ第 61 条、第 74 条、第 84 条、第 93 条、第 123 条、第 142 条（第 159 条で準用する場合を含む。）、第 166 条、第 185 条、第 195 条（第 210 条で準用する場合を含む。）、第 245 条、第 262 条、第 280 条、第 289 条で準用する場合を含む。）
- (2) 地域密着型サービス
- ① 保険者が定める条例における相当の規定
  - ② 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 3 条の 38（それぞれ第 18 条、第 88 条、第 108 条、第 129 条、第 182 条で準用する場合を含む。）、第 35 条（それぞれ第 37 条の 3、第 40 条の 16、第 61 条で準用する場合を含む。）、第 155 条（第 169 条で準用する場合を含む。）
  - ③ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 37 条（それぞれ第 64 条、第 85 条で準用する場合を含む。）
- (3) 居宅介護支援及び介護予防支援
- ① 保険者が定める条例における相当の規定
  - ② 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 27 条
  - ③ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）第 26 条

## 附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 27 日から施行し、改正後の介護サービス事故に係る報告要領の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

この要領は、令和 4 年 8 月 10 日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

別表 介護サービス事故報告先

事業所の所在地	利用者の保険者	報告先
福岡市内（※）	福岡市各区福祉・介護保険課	福祉局事業者指導課
	福岡市外	福祉局事業者指導課及び 利用者の保険者（所管課）

※福岡市外の事業所は、各指定権者が定める事故報告要領等に従い報告すること。

令和6年8月14日

介護サービス事業所 管理者  
高齢者福祉施設 施設長 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

### 介護サービスに係る事故報告書提出方法の変更について（通知）

介護サービスに係る事故報告書の福岡市への提出方法について、下記のとおり変更しましたのでお知らせいたします。令和6年9月1日以降は原則、福岡市電子申請システムにて報告をお願いいたします。

報告書の提出方法については、下記1をご参照ください。各区福祉・介護保険課への電子メール等による提出は不要となりますので、ご留意ください。

なお、本変更に伴い、「介護サービス事故に係る報告要領」の改正を行っております（「5 報告の時期及び報告先等」「7 事故報告の様式及び福岡市に対する報告方法等」部分）のでご確認ください。

#### 1 提出方法

- (1) 市ホームページ、下記URLまたは下記コードからアクセスする。
- (2) ログインし、事故報告書をアップロードする（1度に5件まで報告書のアップロードが可能）。  
※事故報告の詳細を別途作成している場合は、当該資料もアップロードしてください。

#### 2 電子申請システムURL、コード

<https://ttzk.graffer.jp/city-fukuoka/smart-apply/apply-procedure-alias/jikohoukoku-kaigo>

#### 3 変更年月日

令和6年9月1日



#### 4 送付資料

- (1) 福岡市介護サービス事故に係る報告要領新旧対照表
- (2) (改正後全文) 福岡市介護サービス事故に係る報告要領

#### 【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1  
福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課  
施設指導係 TEL: 092-711-4319  
在宅指導係 TEL: 092-711-4257

## 福岡市介護サービスに係る事故報告書

各保険者宛

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること

※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

<input type="checkbox"/> 第1報	<input type="checkbox"/> 第 報	<input type="checkbox"/> 最終報告	提出日：西暦 年 月 日
------------------------------	------------------------------	-------------------------------	--------------

1 事故 状況	事故状況の程度①	<input type="checkbox"/> 受診(外来・往診)、 自施設で応急処置			<input type="checkbox"/> 入院	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
	死亡に至った場合② 死亡年月日	西暦 年 月 日						
2 事 業 所 の 概 要	法人名③				事業所番号			
	事業所(施設)名④							
	サービス種別⑤							
	所在地⑥							
	記載者名、TEL⑦				T E L			
3 対 象 者	氏名・年齢・性別等⑧	氏名			被保険者番号			
		年齢			性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	
	サービス提供開始日⑨	西暦 年 月 日		保険者				
	住所⑩							
	身体状況⑪	要介護度	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 自立					
		認知症高齢者 日常生活自立度	I	II a	II b	III a	III b	IV M
	発生・発見日時⑫	<input type="checkbox"/> 発生 <input type="checkbox"/> 発見	西暦 年 月 日		時 分頃			
事故の場所⑬	<input type="checkbox"/> 居室(個室) <input type="checkbox"/> 居室(多床室)		<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 廊下					
	<input type="checkbox"/> 食堂等共用部 <input type="checkbox"/> 浴室・脱衣所		<input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 施設敷地内の建物外					
	<input type="checkbox"/> 敷地外 <input type="checkbox"/> 居宅( )		<input type="checkbox"/> その他( )					
4 事 故 の 概 要	事故の種別⑭	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 誤薬、投薬もれ等 <input type="checkbox"/> 誤嚥・窒息 <input type="checkbox"/> 医療処置関連(チューイーブ抜去等)						
		<その他> <input type="checkbox"/> 感染症(インフルエンザ等) <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 徘徊 <input type="checkbox"/> 接触 <input type="checkbox"/> 職員の違法行為・不祥事 <input type="checkbox"/> 事業所の災害被災 <input type="checkbox"/> ( )						
	発生時状況、事故内容の詳細⑮							
その他 特記すべき事項⑯								



## 感染症対策等について

高齢者は、感染症等に対する抵抗力が弱く、また、罹患することにより重篤化しやすいことから、特に注意が必要であり、介護サービス事業所においては、感染症の発生及びまん延の防止について必要な措置を講じる必要があります。

下記のホームページは、感染症対策等に関する厚生労働省等のホームページになりますので、最新の情報を随時確認し、事業所での対策に役立ててください。

また、県及び各保険者のホームページ等にも、各種情報が掲載されていますので、参考にしてください。

### 1 衛生管理

#### ○社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

(平成17年2月22日老発第0222001号厚生労働省老健局長等連盟通知)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakukansenshou19/norovirus/dl/h170222.pdf>

#### ○「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について

(令和5年4月28日老発第0428第9号厚生労働省老健局長通知)

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tc7664&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc7664&dataType=1&pageNo=1)

#### ○厚生労働省 高齢者介護施設における感染対策マニュアル(2019年3月)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/ninchi/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html)

### 2 新型コロナウイルス

#### ○新型コロナウイルス感染症について(厚労省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

#### ○介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)

#### ○介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatom\\_e\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatom_e_13635.html)

#### ○介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/a/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/a/douga_00002.html)

### 3 新型インフルエンザ関連

#### ○厚生労働省：新型インフルエンザA(H1N1)pdm09 対策関連情報(2009年時点)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekakukansenshou04/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekakukansenshou04/index.html)

#### ○内閣官房：内閣感染症危機管理統括庁

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

#### ○厚生労働省：特定接種(国民生活・国民経済安定分野)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html>

#### ○社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

### 4 ノロウイルス

#### ○厚生労働省：感染性胃腸炎(特にノロウイルス)について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/>

○厚生労働省：ノロウイルスに関するQ&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/youbou/040204-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/youbou/040204-1.html)

## 5 インフルエンザ

○厚生労働省：令和5年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

○厚生労働省：インフルエンザ施設内感染予防の手引き（平成25年11月改訂）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki.pdf>

○厚生労働省：令和5年度インフルエンザQ&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/influenza/QA2023.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/influenza/QA2023.html)

## 6 結核

○厚生労働省：結核（BCGワクチン）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou03/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou03/index.html)

## 7 レジオネラ症

○厚生労働省：レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（厚生労働省告示第264号）

※（平成30年8月3日厚生労働省告示第297号により一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/rezionerashishin.pdf>

○厚生労働省：循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（令和元年12月17日改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000577571.pdf>

## 8 食中毒

○厚生労働省：食中毒

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/syokuchu/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/)

## 9 麻しん（はしか）・風しん

○厚生労働省：麻しんについて

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html)

○厚生労働省：風しんについて

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/)

## 10 熱中症

○厚生労働省：熱中症関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/nettyuu/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/)

○厚生労働省：熱中症予防のための情報・資料サイト

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/index.html)

## 11 ヒートショック

- 東京都健康長寿医療センター研究所：ヒートショックを防止しましょう（リーフレット）  
[https://www.tmg.hig.jp/research/cms\\_upload/heatshock.pdf](https://www.tmg.hig.jp/research/cms_upload/heatshock.pdf)

## 12 H I V／エイズについて

- 厚生労働省：H I V／エイズ予防対策  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/aids/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/aids/)

## 13 大気汚染（PM2.5、光化学オキシダント等）

- 福岡県：福岡県の大気環境状況  
<http://www.taiki.pref.fukuoka.lg.jp/homepage/Joho/OyWbJoho01.htm>
- 福岡県：微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起について  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pm25-tyuuikanki.html>
- 福岡県：光化学オキシダント注意報について  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ox-chui.html>

## 口腔ケアについて

事業所からの事故報告によると、例年、利用者の誤嚥事故が多く発生しています。誤嚥性肺炎を予防するためには、日常生活における口腔ケアが重要となります。

福岡県では、高齢者施設における専門的口腔ケアの定着を目的に、口腔ケア定着促進事業に取り組んでおり、福岡県歯科医師会に委託して、施設職員に対する研修を実施しています。

以下に口腔ケア関連のウェブサイトを紹介いたします。事業所での対策にお役立てください。

- 要介護高齢者の口腔ケア e-ヘルスネット（厚生労働省）  
<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/teeth/h-08-003.html>
- 8020 推進財団  
<https://www.8020zaidan.or.jp/index.html>
- 福岡県：令和6年4月1日から実施が義務化される「口腔衛生の管理」に係る説明動画及びテキストの作成について  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/koukuueisei-video.html>

# 高齢者虐待防止の基本

## 1 高齢者虐待とは

### 1. 1 高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）は、平成 18 年（2006 年）4 月 1 日から施行されました。

この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。

また、国民全般に高齢者虐待に係る通報義務等を課し、福祉・医療関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）、都道府県の適切な権限行使等について定めるものです。

### 1. 2 「高齢者虐待」の捉え方

#### 1) 高齢者虐待防止法による定義

##### ア. 高齢者とは

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を 65 歳以上の者と定義しています（同法第 2 条第 1 項）。

ただし、65 歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます（同法第 2 条第 6 項）。

##### ① 65 歳未満の者への虐待について

上記以外の 65 歳未満の者に虐待が生じている場合も支援が必要です。

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく地域支援事業については、市町村が、介護保険法第 9 条第 1 項に定める「第一号被保険者」、同条第 2 項に定める「第二号被保険者」の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うことの目的として行う事業であり、地域支援事業（包括的支援事業）の権利擁護業務において、成年後見制度の活用の促進や老人福祉施設等への措置の支援を行うことが地域支援事業実施要綱に明記されています。

また、サービス付き高齢者向け住宅には、原則 60 歳以上の高齢者が入居しています。

## イ. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」（以下「養介護施設等」という。）の業務に従事する者が行う次の行為とされています（高齢者虐待防止法第2条第5項）。

また、養介護施設等における養介護施設従事者等による高齢者虐待については、高齢者虐待防止法第24条の規定により、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとされています。

- i **身体的虐待**：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii **介護・世話の放棄・放任**：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii **心理的虐待**：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv **性的虐待**：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v **経済的虐待**：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、「養介護施設等」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

### ◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の (※)業務に従事する者

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます（高齢者虐待防止法第2条第5項）。

## 2) 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

### ア. 法に基づく対応

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を前述のように定義していますが、これらは、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かされること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものということができます。

また、地域支援事業（包括的支援事業）の一つとして、市町村に対し権利擁護業務の実施が義務付けられています（介護保険法第115条の45）。

こうしたことから、市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事案であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。関係者は、気になる事案を発見した場合には、地域包括支援センターや行政窓口に速やかに相談通報を行います。

#### ◇養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）◇

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>① 暴力的行為（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。</li> <li>・ぶつかって転ばせる。</li> <li>・刃物や器物で外傷を与える。</li> <li>・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。</li> <li>・本人に向けて物を投げつけたりする。</li> </ul> <p>など</p> <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。</li> <li>・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。</li> <li>・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。</li> <li>・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。</li> <li>・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。</li> <li>・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。</li> </ul> <p>など</p> <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制</p>
ii 介護・世話を放棄・放任	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。</li> <li>・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。</li> <li>・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。</li> <li>・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。</li> </ul> <p>など</p> <p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。</li> <li>・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。</li> <li>・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。</li> </ul> <p>など</p> <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。</li> <li>・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。</li> </ul> <p>など</p>

区分	具体的な例
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。</li> <li>高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。</li> <li>必要なセンサーの電源を切る。</li> <li>など</li> </ul> <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。</li> <li>など</li> </ul>
iii 心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>怒鳴る、罵る。</li> <li>「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」、「追い出すぐ」などと言い脅す。</li> <li>など</li> </ul> <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。</li> <li>日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。</li> <li>排せつ介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。</li> <li>子ども扱いするような呼称で呼ぶ。</li> <li>など</li> </ul> <p>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。</li> <li>他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。</li> <li>話しかけ、ナースコール等を無視する。</li> <li>高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。</li> <li>高齢者がしたくてもできないことを当つけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。</li> <li>など</li> </ul> <p>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。</li> <li>自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。</li> <li>など</li> </ul> <p>⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。</li> <li>理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。</li> <li>面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。</li> <li>など</li> </ul> <p>⑥ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。</li> <li>自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。</li> <li>入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。</li> <li>本人の意思に反した異性介助を繰り返す。</li> <li>浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。</li> <li>など</li> </ul>

区分	具体的な例
iv 性的虐待	<p>○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。</li> <li>・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。</li> <li>・わいせつな映像や写真を見せる。</li> <li>・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。</li> <li>・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。</li> <li>・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。</li> </ul> <p>など</p>
v 経済的虐待	<p>○ 本人の合意なしに（※2）、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。</li> <li>・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。</li> <li>・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。</li> <li>・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金渡さない。</li> </ul> <p>など</p>

（※1）身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくとも、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を發揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。

（※2）本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や使途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

参考：社団法人 日本社会福祉士会、市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き、中2012,p5-7.を基に作成。

### 3) 身体的拘束等に対する考え方

「緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経ていない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

平成12年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設等において、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体の自由を奪う身体的拘束等は、介護保険施設の運営基準により、サービスの提供に当たっては、例外的に入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならないとされており、原則として禁止されています（※1）。

(※1) 例外的に身体的拘束等を行う場合の要件規定があるサービス種別

- (介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、  
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

身体的拘束等は、医療や介護の現場では援助技術の一つとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあることに加え、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えていたる実態があります。

また、身体的拘束等による高齢者への行動制限は、医療機関や介護保険施設等だけでなく、家庭内における在宅介護等の場面でも発生する可能性があり、在宅であっても身体的拘束等は高齢者に対して精神的苦痛や身体的機能の低下を招く危険性があることは同様です。

## 2 拘束が拘束を生む「悪循環」

身体拘束による「悪循環」を認識する必要がある。認知症があり体力も弱っている高齢者を拘束すれば、ますます体力は衰え、認知症が進む。その結果、せん妄や転倒などの二次的、三次的な障害が生じ、その対応のためにさらに拘束を必要とする状況が生み出されるのである。

最初は「一時的」として始めた身体拘束が、時間の経過とともに、「常時」の拘束となってしまい、そして、場合によっては身体機能の低下とともに高齢者の死期を早める結果にもつながりかねない。

身体拘束の廃止は、この「悪循環」を、高齢者の自立促進を図る「よい循環」に変えることを意味しているのである。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議、身体拘束ゼロへの手引き、2001、p. 6.

高齢者が、他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、仮に、高齢者や高齢者の家族が同意したとしても、身体的拘束等は原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。身体拘束に該当する行為を判断する上でのポイントは、「高齢者本人の行動の自由を制限しているかどうか」になります。

ただし、高齢者や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議発行）において「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

身体的拘束等については、運営基準に則って運用することが基本となります。

## 身体拘束の具体例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議、身体拘束ゼロへの手引き、2001, p. 7.

なお、これらの11項目は、あくまでも例示であり、他にも身体的拘束等に該当する行為があることに注意する必要があります。

身体的拘束等に対しては、高齢者への身体的拘束等を必要としない状況を目指し、「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件の再検討等を行うとともに、高齢者や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解を得る努力が求められます。高齢者や家族に対して、身体的拘束等の説明を行い、理解を得ることは、単に同意書があればよいことではなく、家族の希望があれば身体的拘束等を行うことができるということでもありません。あくまでも、「緊急やむを得ない」場合であるとの客観的な判断が必要であり、しかも慎重かつ十分な手続きのもとでなされる必要があります。

当該要件を満たす場合に限り身体的拘束等を行うことができますが、運営基準に基づき、その手続きとして、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、5年間保存することが必要です。

### 「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（全て満たすことが必要）

- 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性：身体拘束は一時的なものであること

### ○留意事項

身体的拘束等の適正化を図るため、運営基準に基づき介護保険施設等のうち、対象事業<sup>(※2)</sup>のサービス事業者は、以下の措置を講じなければならないこととされています（平成30年度施行）。この措置は、身体的拘束等を行っていなくても講じることが義務付けられています。

なお、当該記録があったとしても、以下の措置が行われていなければ、報酬基準及び解釈通知の規定による報酬請求上の措置として、身体拘束廃止未実施減算を適用し、改善計画を提出し、それに基づき改善が図られるまで、その事実が生じた月（行政側が発見した月）の翌月から少なくとも3か月間は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算することが規定されています。

- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（※3）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- （※2）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- （※3）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護においては、運営推進会議を活用することができるこことする。

なお、例外的に身体的拘束等を行う場合の要件規定がある介護保険のサービス種別以外の養介護施設等については、身体的拘束等は例外なく認められないものであることから、行政機関として適切な対応を行う必要があります。

## 2 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点

### 2. 1 高齢者虐待対応の目的

高齢者虐待防止法第1条に示されているとおり、高齢者虐待対応の目的は、高齢者の権利利益の擁護に資することを、高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責任のもとで促進することです。

### 2. 2 高齢者虐待対応の基本的な視点

#### 1) 高齢者の意思の尊重

高齢者虐待対応においても、高齢者の意思を尊重した対応が重要です。特に、虐待を受けている高齢者の多くは、自由に意思表示ができる状況がない場合が多いため、安心して自由な意思表示ができるための丁寧な意思決定支援が必要です。虐待対応の目標は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援することであるため、高齢者の生命に関わる場合など緊急性が高い事案については高齢者の安全確保を優先します。

#### 2) 虐待を未然に防止することから高齢者の生活が安定するまでの継続的な支援

高齢者虐待対応においては、高齢者に対する虐待を未然に防止することから、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目ない支援体制が必要です。

#### 3) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護の知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効です。

また、近隣との付き合いがなく孤立している高齢者がいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスクを低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組が重要となります。

「「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査」（以下「法に基づく対応状況等調査」という。）では、養介護施設従事者等における高齢者虐待の主な発生要因が「教育・知識・介護技術等に関する問題」となっており、高齢者虐待防止や認知症ケアに対する理解を高める研修の実施を促すなど、管理者と職員が一体となった組織的な取組を推進していくことが重要です。

#### 4) 虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者、家族に対する支援を開始することが重要です。民生委員や自治会、町内会等の地域組織との協力連携、地域住民への高齢者虐待に関する普及啓発、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築などによって、仮に虐待が起きても早期に発見し、対応できる仕組みを整えることが必要です。

法に基づく対応状況等調査結果からも、養護者による虐待の通報者として多いのが介護支援専門員（ケアマネジャー）であること、また、介護保険サービスを利用している場合は虐待の深刻度が低い傾向があることから、適切な介護保険サービスの利用を促し、介護サービス事業者等と連携していくことも重要です。

また、自宅や介護施設等から怒鳴り声や泣き声が聞こえる、服が汚れている、お風呂に入っている様子がないなどの情報、施設に設置された相談窓口に寄せられた情報等を活用した取組が、早期発見等につながります

### 3 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体及び従事者等に対する責務が規定されています（同法第3条～第5条）。

#### 3. 1 国民の責務

国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければなりません（高齢者虐待防止法第4条）。

また、高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報しなければならないとの義務が課されています（同法第7条）。

これは、虐待を受けたという明確な根拠がある場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いをもつ情報を得た場合にも、早期に通報する必要があることを意味しています。なお、この場合、虐待を受けたと「思われる」とは、一般的に「虐待があったと考えることには合理性がある」という趣旨と解することができます。

また、市町村は、地域住民及び関係機関等に対して通報の努力義務の周知を図り、虐待の早期発見につなげることが重要です。なお、通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされており（同法第8条）、通報者に関する情報が漏れることはないことも十分に周知します。

### **3. 2 保健・医療・福祉関係者の責務**

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません（高齢者虐待防止法第5条第1項）。

また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努める必要があります（同条第2項）。

これらの専門職は、高齢者の生活に身近で虐待の徵候などを知りうる立場にあることから、その職務上関わった状況に基づき、虐待のおそれには気がつき、早期に相談・通報につなげていただくことが強く期待されるとともに、市町村が虐待の有無の判断や緊急性の判断を行う際の必要な調査や情報収集における情報提供などの協力が不可欠です。

### **3. 3 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務**

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません（高齢者虐待防止法第20条）。

また、養介護施設従事者等に対しては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならないとあり、通報が義務として定められています（同法第21条第1項）。これは、養介護施設従事者等以外の者に対する通報努力義務（同条第3項）と異なり、養介護施設従事者等には重い責任が課せられていることを意味します。

養介護施設等は、職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行うことが必要です。経営者・管理者層は、虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待（疑い）を発見した場合は、自ら通報義務を負うこと自覚する必要があります。

#### **1) 虐待の未然防止・早期発見に向けた取組の推進（省令改正）**

令和3年度の基準省令改正に伴い、すべての介護サービス施設・事業所を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止する観点から、以下の虐待防止措置を講じることが義務付けられました（3年間の経過措置期間を設け、令和6年4月より義務化）。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- ②虐待の防止のための指針の整備

- ③介護職員その他の従事者に対する、虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く

これらの「虐待の防止のための措置に関する事項」は、すべての介護サービス施設・事業所の基準省令に定めており、運営規程に定めておかなければならぬ事項です。そして、有料老人ホームについては指導指針にこれらを規定しています（「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」令和3年4月1日老発0401第14号）。

自治体が実施する集団指導や運営指導を通じて、自治体が各養介護施設等に対し自己点検を励行するとともに、養介護施設等は、適切なケアマネジメントやサービス提供、高齢者虐待の防止と早期発見に向けて取組む必要があります。

なお、基準省令改正に伴う養介護施設等ごとの具体的な取組等については下記報告書及び報告書別冊を参照してください。

令和3年度老人保健事業推進費等補助金「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業」報告書及び報告書別冊（令和4年3月、社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター）

## 2) 管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や知識が不可欠で、研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。養介護施設等は、定期的に高齢者虐待の防止や、身体的拘束等に係る取組の適正化に関する研修の実施やケア技術の向上を目指す研修を実施するとともに、市町村や都道府県における研修等の機会を活用するなど、養介護施設従事者等の資質を向上させるために取り組む必要があります。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止には、直接介護サービスに従事しない施設長などの管理職や事務職員なども含め、施設・事業所全体での取組が重要です。具体的な取組の例としては、以下のようないわゆるが挙げられます。

- ①基準省令等により、頻度・対象等を含めて実施する事が明確に求められている研修（高齢者虐待防止、身体的拘束等の適正化、認知症介護基礎研修等）の実施
- ②認知症介護その他の介護技術等、サービスの提供の基本となる内容に関する研修の実施及びOJTの充実
- ③自治体等が開催する高齢者虐待防止・身体的拘束等の適正化等に関する研修等への積極的な参加、認知症介護実践研修等への計画的な職員の派遣
- ④職員のストレス対策、ハラスマント対策等、職員の負担軽減や、より良い職場づくりに関する研修等の実施

このほか、特に居宅系サービスなど養護者との接点が多い事業所では、養護者による高齢者虐待や、養護・被養護の関係にない高齢者への虐待、セルフ・ネグレクト、消費者被害などの発見・対応等についても研修内容に含めることができます。

## 3) 開かれた組織運営

養介護施設等が介護サービスを提供する場面では、どうしても外部から閉ざされた環境になりやすく、虐待等が発生しても発見が遅れたり、相談・通報されにくくなる可能性があります。養介護施設等にとってマイナスと思われる事案が発生した場合に、職員等が気付き、迅速に上司等に報告できるような風通しの良い組織運営を図るとともに、第三者である外部の目を

積極的に入れることが重要です。

具体的には、福祉サービス第三者評価等の外部評価、情報公表、運営推進会議等の中で、積極的にサービスの運営状況への評価を受け、その内容を活かしていくことが求められます。また、地域住民等との積極的な交流を行う等、外部に開かれた施設となることを促したり、地域支援事業の地域自立生活支援事業における「介護サービス等の質の向上に資する事業」（介護サービス相談員派遣事業）を積極的に活用することで、身体的拘束等の虐待事案の端緒をつかむことも有効です。

なお、「介護サービス等の質の向上に資する事業」の詳細については、「介護サービス相談員派遣等事業の実施について」（平成18年5月24日老計発0524第1号）をご覧ください。

#### 4) 苦情処理体制

養介護施設等においては、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことが、高齢者虐待防止法第20条に虐待防止措置義務として明記されており、基準省令等にも規定しています。

養介護施設等は、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとともに、虐待の発生に関する情報把握の端緒にもなり得るとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上に向けた取組を自ら実施するとともに、利用者等に継続して相談窓口の周知を図るなど、適切な苦情処理のための取組の実施が求められます。

#### 5) 組織・運営

養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待を行った職員個人の知識や技術、ストレスなどが直接的な要因となって発生している場合も考えられますが、その背景には組織・運営面における課題があると考えることが重要です。

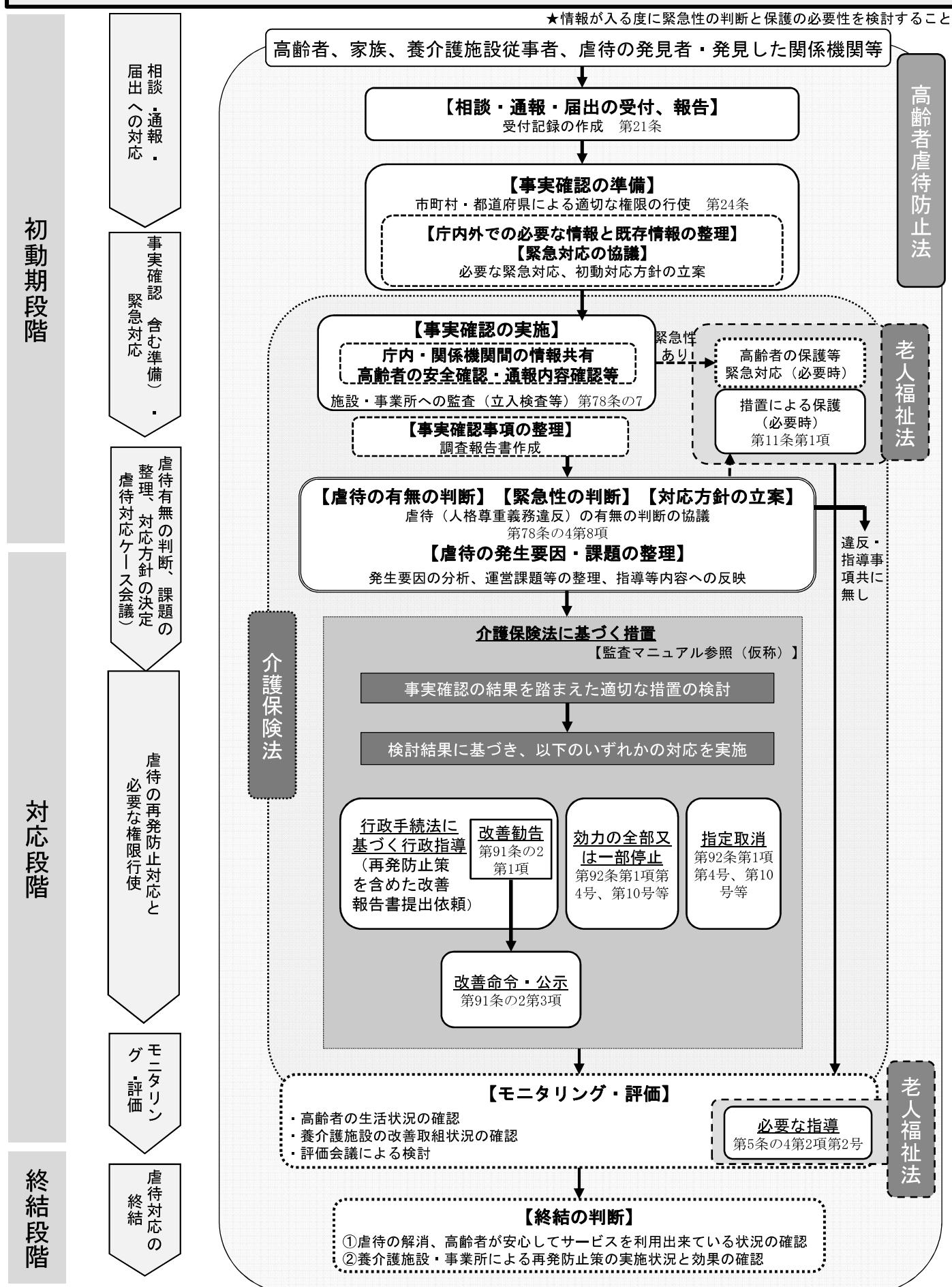
養介護施設等の管理者には、日頃から養介護施設従事者等の状況、職場環境の問題等の把握に努めるとともに、必要に応じ養介護施設等を運営する法人の業務管理責任者に報告し、助言や指導を受けるなどの対応が求められます。

また、管理者自身が、高齢者虐待防止法及び関係省令について理解し、適切な取組を主導していくことが必要であるため、管理者自身の（外部）研修受講等の取組も求められます。そして、内部監査を活用するなどし、虐待を行う職員個人の問題に帰すのではなく、組織の問題として捉え、定期的に業務管理体制についてチェックし、見直すことも重要です。

※「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和5年3月 厚生労働省 老健局）I 高齢者虐待防止の基本を基に作成

## 市町村が指定権限を有する地域密着サービス事業所の場合

◎養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等に対しては、高齢者虐待防止担当部署並びに当該養介護施設等の指導監査担当部署が協働して対応する必要があります。

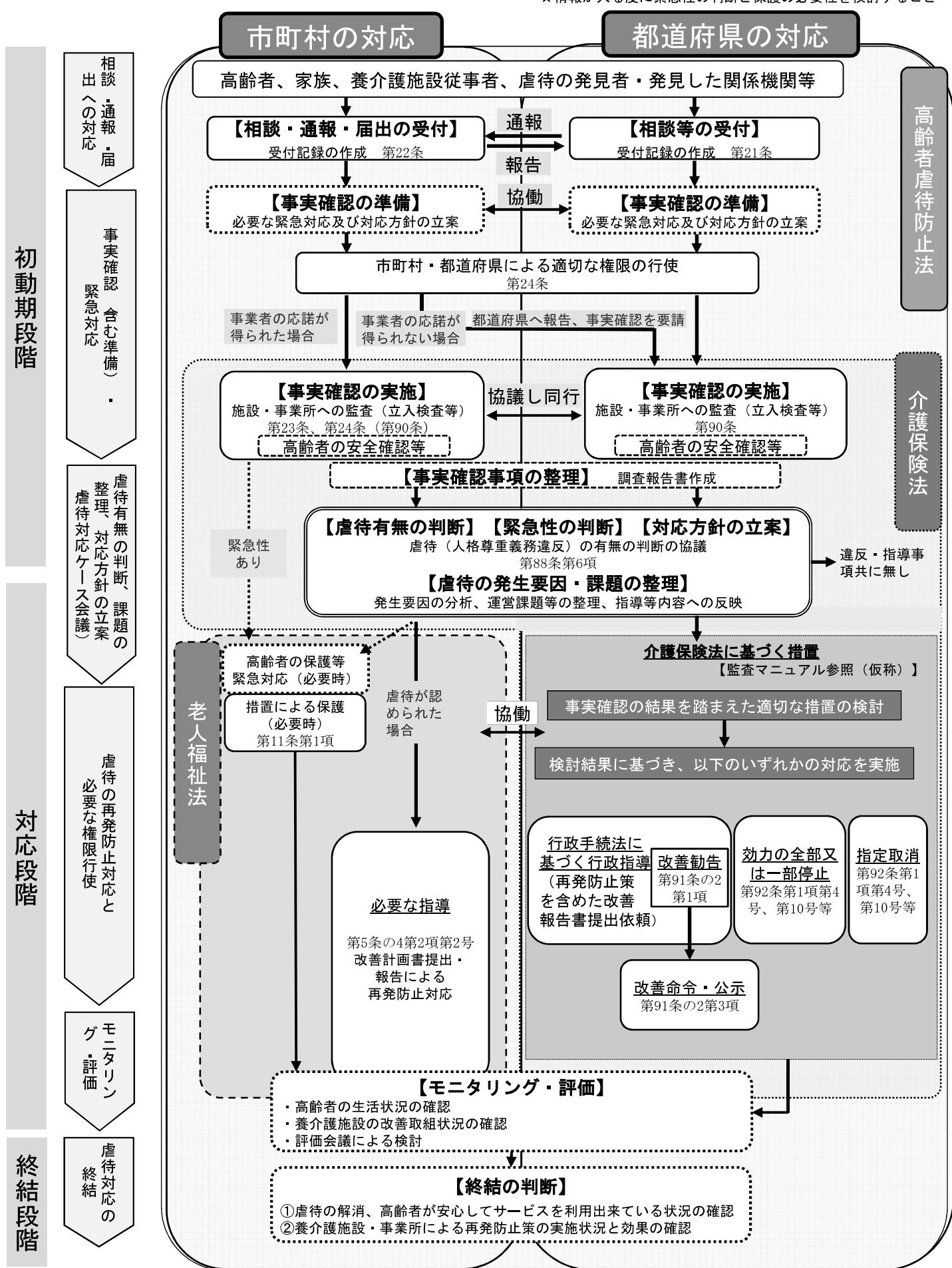


## 都道府県が指定権限を有する養介護施設等の場合

注) 条文は特別養護老人ホームの場合

◎市町村・都道府県の関係部署が協働し、適切な役割分担を行いながら対応が必要です。

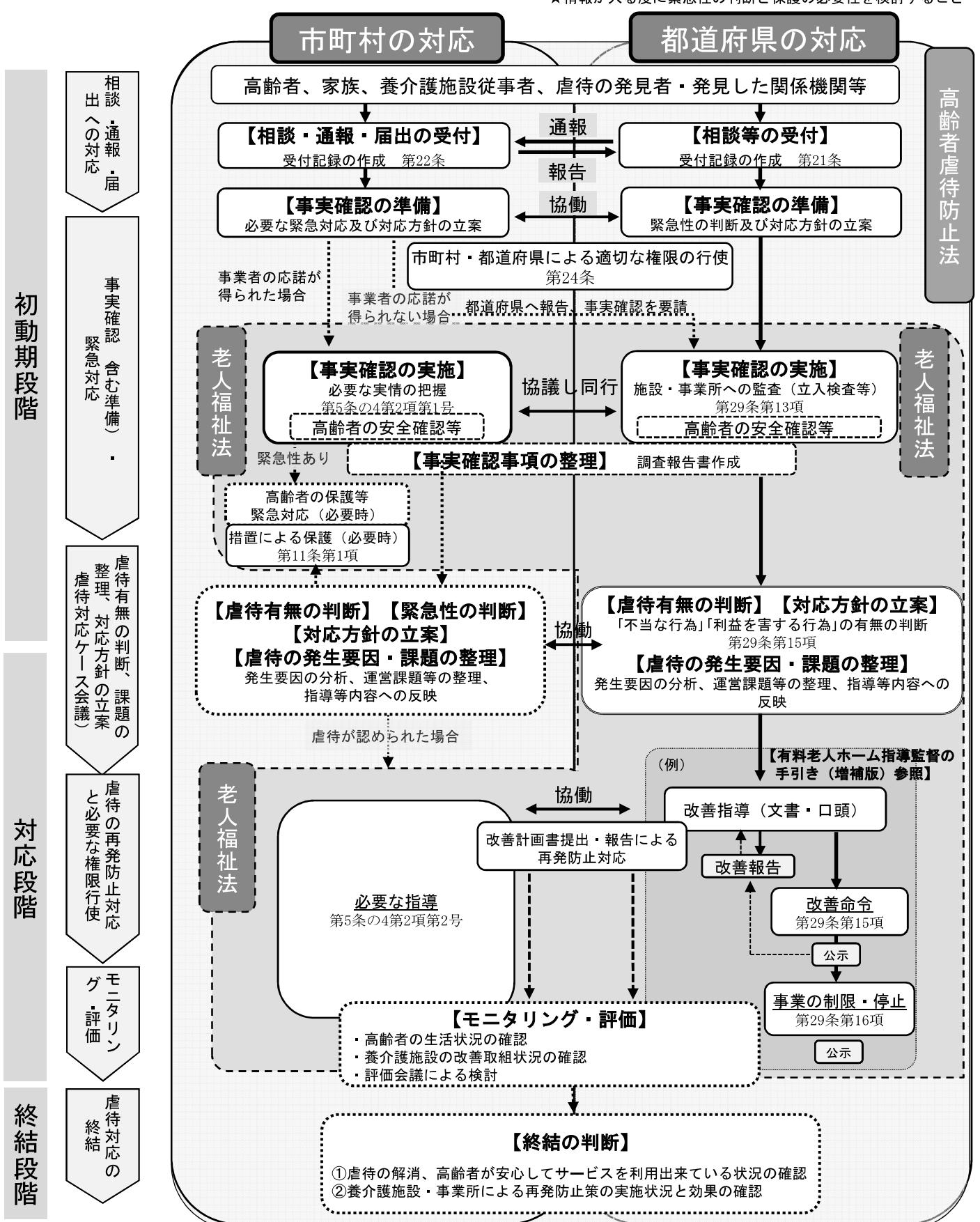
★情報が入る度に緊急性の判断と保護の必要性を検討すること



## 有料老人ホーム（未届施設含）の場合

◎市町村・都道府県の関係部署が協働し、適切な役割分担を行いながら対応することが必要です。

★情報が入る度に緊急性の判断と保護の必要性を検討すること



対象

有料老人ホーム

特定施設入居者生活介護  
(介護付き有料老人ホーム)

サービス付き  
高齢者向け住宅

※上記フロー図は、介護保険制度の特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が対象。  
※有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅は、養護による高齢者虐待として対応。

高齢者の人間としての尊厳が尊重される社会をめざして

## 高齢者福祉施設等における 虐待を防ぎましょう



高齢者虐待は、高齢者の尊厳を傷つけ、財産や生命までも危険にさらす行為であり、高齢化が進むなかで、深刻な問題となっています。

高齢者に対する虐待を防止し高齢者の権利利益を擁護するため、平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が施行されました。

養介護施設（高齢者福祉施設や介護保険サービス事業所等）における高齢者虐待を防止するためには、施設等の管理者を先頭に、実際に高齢者の介護にあたる職員だけでなく、他の職員も含めた施設等全体での取組が重要です。

高齢者は、尊厳と安全の中で生活し、搾取及び身体的あるいは精神的虐待を受けないでいられるべきである。

(平成3年12月に国連総会で採択された「高齢者のための国連原則」より)

# 高齢者虐待とは



高齢者（65歳以上の者）に対して、養護者（高齢者を現に養護する家族、親族、同居人など）や養介護施設従事者等（高齢者福祉施設や介護保険サービス事業所等の職員等）による次のような行為を高齢者虐待といいます。（法第2条）

※「法」とはいわゆる高齢者虐待防止法のことです。

## ■身体的虐待■

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること

一たとえばー

- たたく、つねる、食事を無理やり口に入れる
- ベッドに縛り付ける など

## ■介護・世話の放棄・放任■

高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

一たとえばー

- 衰弱させるほど水分や食事を与えない
- 入浴をさせない、おむつを交換しないなど

## ■心理的虐待■

著しい暴言又は著しく拒絶的な対応など著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

一たとえばー

- 子ども扱いする、怒鳴る
- ののしる、悪口を言う
- 意図的に無視する など

## ■性的虐待■

わいせつな行為をする、又はわいせつな行為をさせること

一たとえばー

- 排せつの介助がしやすいとして下半身を下着のままで放置する
- 人前でおむつ交換をする など

## ■経済的虐待■

財産を不当に処分することなど高齢者から不当に財産上の利益を得ること

一たとえばー

- 本人の年金や預貯金を、本人に無断で使う
- 生活に必要なお金を渡さない など

## MEMO

虐待をしている自覚がないことや、「本人のために」と思ってやっていことがあることが虐待につながっていることもあります。

一たとえばー

- 徘徊するので部屋に閉じ込める
- 失禁しないように、水分を与えることを控える など



# 身体拘束と高齢者虐待

身体拘束は、原則としてすべて高齢者虐待に該当します。

高齢者福祉施設等においては、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束を行うことは禁止されています。

(「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」厚生労働省老健局 平成18年4月より)

## ● このような行為は身体拘束です ●

- ・徘徊しないよう、車いすやベッドにひも等でしばる
- ・自分で降りられないよう、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる など

## 施設や事業所に求められること

- ・従事者等の研修を実施すること
- ・利用者や家族からの苦情処理体制を整備すること
- ・その他高齢者虐待の防止等のための措置を講じること が求められています。(法第20条)

## 従事者等が行わなければならないこと

高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければなりません。

(法第5条第1項)

## ● 高齢者虐待のサインを見逃さない ●



- ・身体のあざや傷について、説明があいまいである
- ・寝具や衣服が汚れたままである
- ・居室が極めて非衛生的な状況になっている
- ・明らかに病気であるのに医師の診察を受けていない など

自分が働く施設等で養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければなりません。(法第21条第1項)

※ 通報を行うことは守秘義務違反にはあたりません。(法第21条第6項)

※ 通報したことによる不利益な取扱い(解雇、降格、減給など)は禁止されています。

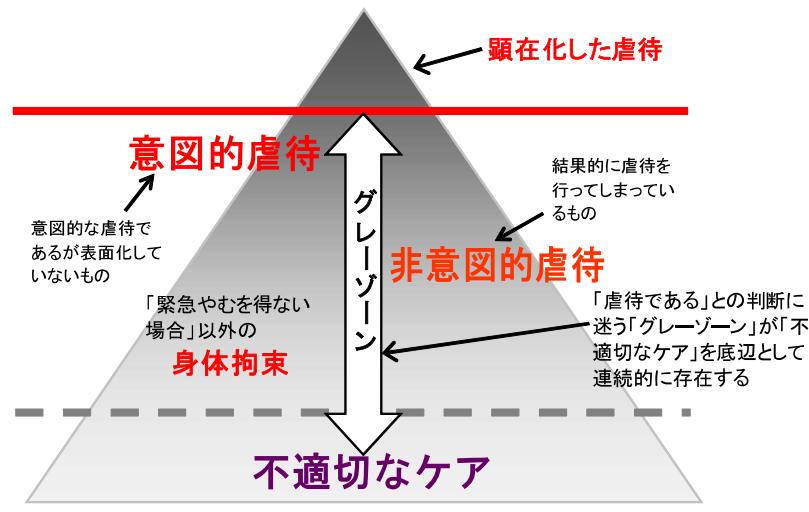
(法第21条第7項)

## ● 市町村や県の対応 ●

通報を受けた市町村は、事実確認を行い、県に報告するとともに、県や市町村は、立入検査、勧告、改善命令など関係法令による権限を適切に行使して虐待の防止と高齢者の保護を図ります。  
(通報の秘密は守られます。)(法第22条～第24条)

# 高齢者福祉施設等から高齢者虐待をなくすために

「不適切なケア」の段階で、「虐待の芽」を摘む取り組みが大切です



図のように、虐待が顕在化する前には、「不適切なケア」を底辺に、表面化していない虐待やその周辺の「グレーゾーン」の行為が、連続的に存在しています。

養介護施設等では、ささいな「不適切なケア」の存在が放置されると、それが蓄積され、拡大されて、明らかな虐待につながっていくといえます。

## 高齢者虐待・不適切なケアを防止するには

### 組織運営の健全化

- ・理念や方針を職員間で共有
- ・職員教育体制の整備
- ・第三者の視点で開かれた組織に

### チームアプローチの充実

- ・リーダーの役割の明確化
- ・チームでの意思決定の仕組みの明確化

### 負担やストレス・組織風土の改善

- ・柔軟な人員配置の検討
- ・職員のストレスの把握
- ・上司や先輩による声かけ、悩み相談

### 倫理観とコンプライアンスを高める教育の実施

- ・「利用者本位」の大原則の確認
- ・職業倫理・専門性に関する学習の徹底
- ・身体拘束を行わないケアや虐待を防止する方法の学習

### ケアの質の向上

- ・認知症に関する正しい理解
- ・アセスメントとその活用方法の実践的学習
- ・認知症ケアに関する知識の共有

(「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センターを参考に作成)

「虐待かもしれない！」と思ったら……ひとりで悩まず  
市町村の担当窓口又は地域包括支援センターへご相談ください。



## 高齢者虐待防止・身体拘束廃止に関するホームページについて

養介護施設（高齢者福祉施設や介護保険サービス事業所等）における高齢者虐待を防止するためには、施設等の管理者を先頭に、実際に高齢者の介護にあたる職員だけでなく、他の職員も含めた施設等全体での取組が必要です。

令和3年4月1日より、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行され、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられました。

特に、新規採用した職員については、虐待の定義や身体拘束に係る正しい知識を早期に習得させる必要があります、初任者研修において、身体拘束廃止に加えて、高齢者虐待防止についても十分な説明を行う必要があります。

下記ホームページは、厚生労働省や福岡県等のホームページになりますので、最新の情報を隨時確認し、事業所での対策に役立ててください。

### ○ 高齢者虐待防止研修で役立つ資料等

高齢者福祉施設等における虐待防止リーフレット（福岡県ホームページ）

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/koureisyagyakutai-leaflet.html>

高齢者虐待等の学習支援情報（認知症介護情報ネットワークのホームページ）

<https://www.dcnet.gr.jp/support/>

身体拘束ゼロの手引き（福岡県ホームページ）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/zerosengen.html>

### ○高齢者虐待防止に係る調査、通知等

高齢者虐待防止関連調査・資料（厚生労働省ホームページ）

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/boushi/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html)

国通知・介護保険最新情報Vol.502（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/resources/6934ac0a-4d87-4799-bbc5-21fa8a34170c/介護保険最新情報Vol.502.pdf>

## 福岡県身体拘束ゼロ宣言について

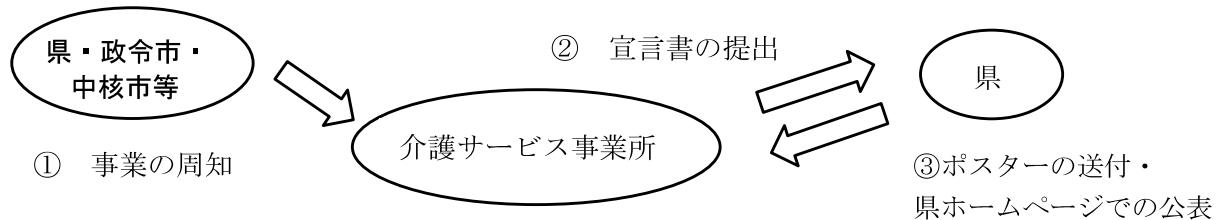
利用者のケアの質の向上を図ることを目的として事業所内での身体拘束ゼロに向けた取組を行うことを宣言した介護保険事業所等を登録し、ポスターの配付や県ホームページでの公表等を行うことにより、現場の職員の意識高揚を図るとともに、身体拘束廃止に向けた取組を行っている事業所であることを利用者、家族を含め県民に広く周知する事業を行っています。

詳しくは、下記のURLをご参照ください。

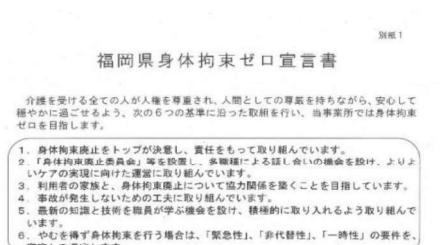
URL : <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/zerosengen.html>

(トップページ > 健康・福祉・子育て > 介護・高齢者福祉 > 介護施設・サービス事業所  
福岡県身体拘束ゼロ宣言を実施しています)

### 【事業イメージ図、宣言書・ポスター様式のイメージ】



### 〈身体拘束ゼロ宣言書イメージ〉

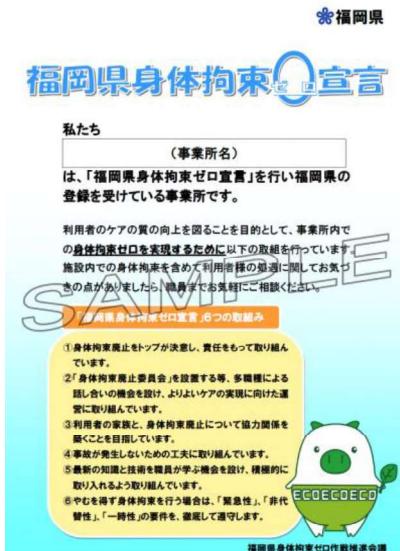


○身体拘束廃止に向けた現在の取組（身体拘束を予防・回避するために行っているケアの工夫や代替策、身体拘束廃止についての家族への説明の状況、等）

○課題と今後の取組の方向（現在行っている身体拘束の解消の課題と今後の取組、身体拘束ゼロを実現するための課題と今後の取組、等）

令和 年 月 日  
事業所名称  
管理者氏名

### 〈ポスターイメージ〉



## 個人情報保護に関する事項

### 1 個人情報の取扱いについて

利用者の個人情報を取り扱う場合は、本人の同意を得てください。なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があります。

また、キーパーソンの個人情報を取り扱う場合についても、キーパーソン本人の同意を得てください。

#### ○ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

#### ○ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

(H29.4.14 厚生労働省通知、H29.5.30 適用、R5.3.1 改正)

#### (1) 個人情報

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

利用者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又は毀損の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする。

介護関係事業者における個人情報の例としては、ケアプラン、介護サービス提供にかかる計画、提供したサービス内容等の記録、事故の状況等の記録等がある。

#### (2) 利用目的の特定

個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（利用目的）をできる限り特定しなければならない。特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

介護関係事業者が利用者から個人情報を取得する場合、当該情報を利用者に対する介護サービスの提供や介護保険事務等で利用することは、利用目的の範囲内なのは明らかである。

##### ① 介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的

###### 〔介護関係事業者の内部での利用に係る事例〕

- ・当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務等

###### 〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

- ・当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答等
- ・介護保険事務のうち、保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出等
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

##### ② ①以外の利用目的

###### 〔介護保険事業者の内部での利用に係る事例〕

- ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

#### (3) 利用目的の通知等

介護関係事業者は、個人情報を取得するに当たっては、あらかじめその利用目的を公表しておくか、個人情報を取得した場合には、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

利用目的の公表方法としては、事業所内等に掲示するとともに、可能な場合にはホームページへの掲載等の方法により、なるべく広く公表する必要がある。

個人情報の保護に関する法律第21条において、「利用目的が明らかであると認められる場合」には公表しなくてよいこととなっているが、介護関係事業者には、利用者に利用目的をわかりやすく示す観点から、利用目的を公表することが求められる。

#### (4) 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督

介護関係事業者は、個人データ（データベース等を構成する個人情報）の安全管理のため、事業者の規模、従業者の様態等を勘案して、次に示すような取組を参考に必要な措置を行うものとする。

- ① 個人情報保護に関する規程の整備、公表
- ② 個人情報保護推進のための組織体制等の整備
- ③ 個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備
- ④ 雇用契約時における個人情報保護に関する規程の整備
- ⑤ 従業者に対する教育研修の実施
- ⑥ 物理的安全管理措置（入退室管理の実施、機器・装置等の固定等）
- ⑦ 技術的安全管理措置（個人データに対するアクセス管理 等）
- ⑧ 個人データの保存
- ⑨ 不要となった個人データの廃棄、消去
- ⑩ 委託先の監督（契約において個人情報の適切な取扱いに関する内容を盛り込む等）

#### (5) 個人データの第三者提供

介護関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、以下に掲げる場合については本人の同意を得る必要はない。

##### ① 法令に基づく場合

- 例
- ・サービス提供困難時の事業者間の連絡・紹介
    - ・居宅介護支援事業者等との連携
    - ・利用者が不正な行為等によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
    - ・利用者の病状の急変が生じた場合の主治医への連絡等
    - ・市町村による文書提出等の要求への対応
    - ・厚生労働大臣又は県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応
    - ・県知事による立入検査等への対応
    - ・市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等
    - ・事故発生時の市町村への連絡

##### ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

##### ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

##### ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

##### ⑤ 学術研究機関等が学術研究目的で個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表または教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当

に損害するおそれがある場合を除く)

- ⑥ 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該学術研究機関等と協同して学術研究を行う第三者に該当個人データを学術研究目的で提供する必要がある場合（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
- ⑦ 学術研究機関等が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

(6) その他の事項

- ・保有個人データに関する事項の公表等
- ・本人からの求めによる保有個人データの開示、訂正、利用停止等  
(保有個人データの開示等の求めについて、利用者等の自由な求めを阻害しないため、医療・介護関係事業者において、開示等の求めに係る書面に理由欄を設けることなどにより開示等を求める理由の記載を要求すること及び開示等を求める理由を尋ねることは不適切である。)
- ・苦情の処理

※詳細は、下記のホームページで御確認ください。

○厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

※ R5.3一部改正版はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/content/001120905.pdf>

○マイナンバーに関すること <https://www.ppc.go.jp/legal/>

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
  - ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
- ※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。  
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	・区分変更(要支援Ⅰ ⇄ 要支援Ⅱ)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要支援Ⅰ ⇄ 要支援Ⅱ)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
終了	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能 型居宅介護 複合型サービス(看護小規 模多機能型居宅介護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援I ⇄ 要支援II)</li> </ul>	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要介護 ⇄ 要支援)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)</li> <li>・事業開始(指定有効期間開始)</li> <li>・事業所指定効力停止の解除</li> <li>・受給資格取得</li> <li>・転入</li> <li>・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)</li> <li>・公費適用の有効期間開始</li> </ul>	サービス提供日 (通い、訪問又は宿泊)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)</li> </ul>	資格取得日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援I ⇄ 要支援II)</li> </ul>	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要介護 ⇄ 要支援)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)</li> <li>・事業廃止(指定有効期間満了)</li> <li>・事業所指定効力停止の開始</li> <li>・受給資格喪失</li> <li>・転出</li> <li>・利用者との契約解除</li> </ul>	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日) (喪失日) (転出日)
	・公費適用の有効期間終了	終了日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業所指定効力停止の解除</li> <li>・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)</li> </ul>	契約日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費適用の有効期間開始</li> <li>・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)</li> </ul>	開始日 資格取得日
夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護(療養 通所介護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業所指定有効期間満了</li> <li>・事業所指定効力停止の開始</li> <li>・利用者との契約解除</li> </ul>	契約解除日 (満了日) (開始日)
	・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
訪問看護(定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要介護1～5の間)</li> </ul>	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要支援→要介護)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業開始(指定有効期間開始)</li> <li>・事業所指定効力停止の解除</li> <li>・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)</li> </ul>	契約日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1)</li> <li>・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)</li> </ul>	退所日の翌日 退居日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)</li> </ul>	給付終了日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費適用の有効期間開始</li> </ul>	開始日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合)</li> </ul>	資格取得日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要介護1～5の間)</li> </ul>	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要介護→要支援)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業廃止(指定有効期間満了)</li> <li>・事業所指定効力停止の開始</li> <li>・利用者との契約解除</li> </ul>	契約解除日 (満了日) (開始日)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1)</li> <li>・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)</li> </ul>	入所日の前日 入居日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)</li> </ul>	給付開始日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費適用の有効期間終了</li> </ul>	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要介護1～5の間)</li> </ul>	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要支援→要介護)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業開始(指定有効期間開始)</li> <li>・事業所指定効力停止の解除</li> <li>・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)</li> </ul>	契約日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1)</li> <li>・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)</li> </ul>	退所日 退居日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間</li> </ul>	給付終了日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費適用の有効期間開始</li> </ul>	開始日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)</li> </ul>	資格取得日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要介護1～5の間)</li> </ul>	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要介護→要支援)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業廃止(指定有効期間満了)</li> <li>・事業所指定効力停止の開始</li> <li>・利用者との契約解除</li> </ul>	契約解除日 (満了日) (開始日)
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 (特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1)</li> <li>・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)</li> </ul>	入所日の前日 入居日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間</li> </ul>	給付開始日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費適用の有効期間終了</li> </ul>	終了日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)</li> </ul>	開始日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費適用の有効期間開始</li> </ul>	開始日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)</li> </ul>	資格取得日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)</li> </ul>	中止日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費適用の有効期間終了</li> </ul>	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(独自)  ※月額包括報酬の単位とした場合	・区分変更(要支援Ⅰ ⇄ 要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・利用者との契約開始	契約日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要支援Ⅰ ⇄ 要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
	・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	・利用者との契約解除	契約解除日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日
-	・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。	-

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
日割り計算用サービスコードがない加算及び減算	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 日割りは行わない。</li> <li>・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1)</li> <li>・月の途中で、要介護度(要支援含む)に変更がある場合は、月末における要介護度(要支援含む)に応じた報酬を算定するものとする。</li> <li>・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。</li> <li>・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。(月途中に介護保険から生保単独、生保併用に変更となった場合も同様)</li> </ul>	-

- ※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。  
なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
- ※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

## 地域密着型サービスの外部評価について

### <外部評価とは>

地域密着型サービスにおける介護の質の向上を図ることを目的として、厚生労働省の定める基準に基づいて、地域密着型サービス事業者（介護予防含む）が自己評価を行った上で、県が選定した評価機関の実施するサービス評価を受け、その評価結果を踏まえて総括的な評価を行うものです。

### <外部評価の頻度>

原則として少なくとも年に1回受けます。

### <参考通知>

- ・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成18年10月17日老計発第1017001号）
- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（平成27年3月27日老振発0327第4号・老老発0327第1号）

## ○認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価について

福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例「指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針」

**第57条 第10項** 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 運営推進会議（利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）における評価

(地域包括支援センター)

第一百十五条の四十六 地域包括支援センターは、第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものと除く。)及び第一百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業(以下「包括的支援事業」という。)その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

認知症対応型共同生活介護事業所は、外部評価若しくは運営推進会議にてサービスの質の評価を行わなければなりません。

#### <外部評価の手続き>

認知症対応型共同生活介護事業者（介護予防含む）は、県が選定した外部評価機関に申込みをし、契約後、外部評価機関に対して評価手数料を支払います。

外部評価機関は、実施要領及び結んだ契約に基づいて外部評価を行います。

#### <外部評価機関>

福岡県が選定した外部評価機関は、次のとおりです。

外部評価機関名	所在地	連絡先
株式会社アーバン・マトリックス 福祉評価センター	北九州市戸畠区境川1丁目7番6号	093-883-0876
株式会社アル・ツーエス	福岡市南区井尻4丁目2番1号 関ビル1階	092-589-5680
特定非営利活動法人 北九州シーダブル協会	北九州市小倉北区真鶴2丁目5番27号	093-582-0294
公益社団法人福岡県介護福祉士会	福岡市博多区博多駅東1丁目1番16号 第2高田ビル2階	092-474-7015
社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	春日市原町3丁目1番地7	092-584-3610
一般財団法人福祉サービス評価機構	福岡市中央区薬院4丁目3番7号 フローラ薬院2階	092-534-5600
特定非営利活動法人 ヘルスアンドライツサポートうりづん	直方市知古1丁目6番48号 日野ビル1階	0949-28-2237

※外部評価手数料については各機関へお尋ねください。

#### <外部評価結果の公開>

- 評価機関は外部評価の結果を「独立行政法人 福祉医療機構」が運営する「WAMNET（福祉・保健・医療情報ネットワーク）」に掲載します。
- 認知症対応型共同生活介護事業者（介護予防含む）は
  - （1）指定を受けた市町村に評価結果を提出します。
  - （2）利用申込み者に対して、外部評価の結果を重要事項説明書に添付して説明とともに、事業所の見やすい場所に掲示をします。
- （3）事業者が自ら設置する運営推進会議において評価結果について説明します。

## ○小規模多機能型居宅介護事業所の外部評価について

### 【はじめに】

小規模多機能型居宅介護事業所の「評価」は、「自己評価」と「外部評価」の2つからなります。

その作業は…

- ①「自己評価」については、管理者等が中心になり、事業所内のスタッフ全員で行います。
- ②「外部評価」については、運営推進会議のメンバーと一緒に行います。
- ③評価結果の公表については、利用者及び利用者家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムでの公表、業所内への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターに置いておく、法人のホームページ等への掲載等により公表します。

### 【評価の流れ】

#### 1 評価の学習

- ①評価ガイドの学習（評価ガイドを読む。研修等を受講する）
- ②事業所内で勉強会を開催する



評価ガイド  
研修

#### 2 自己評価

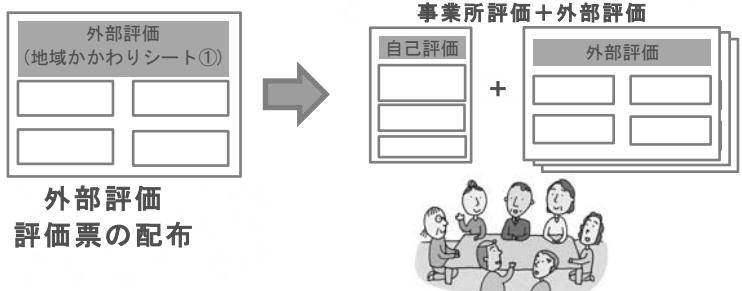
- ①「スタッフ個別評価」の実施  
各スタッフが自己評価を実施
- ②事業所自己評価の実施  
事業所みんなで取り組んだ  
スタッフ個別評価をもとに事業所内で話し合い、  
スタッフ全体で検討し、事業所自己評価を作成する



事業所自己評価  
作成

#### 3 外部評価

- ①事前に運営推進会議メンバーに  
「事業所自己評価」（9枚）と  
「外部評価（地域かかわり  
シート①）」用紙の配布  
※（開催1～2週間前）
- ②運営推進会議の開催  
自己評価結果の説明をし、プロセスを確認いただき  
改善の進め方等について意見を募る  
さらに、外部評価について意見を募り集約する  
※閲覧用に実施したすべてのスタッフ個別評価を準備



運営推進会議で集計し、話し合う

#### 4 サービス評価まとめ

- ①事業所は、運営推進会議で出された意見等を集約・確認し、外部評価（地域かかわりシート②）を作成
- ②小規模多機能型居宅介護「サービス評価」総括表を作成

#### 5 評価の公表

- ①次回の運営推進会議で報告し、評価を確定する
- ②「事業所自己評価」（9枚）及び「小規模多機能型居宅介護『サービス評価』総括表」を公表する。
- ③市町村・地域包括支援センター等へ提出する



### 1

### 評価の学習

#### (小規模多機能型居宅介護のサービス評価)

厚生労働省の示す運営基準の中で「事業所は提供するサービスの質を自ら評価するとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表すること」が義務付けられています。サービス評価の目的は、質の確保・向上に資するものです。

小規模多機能型居宅介護のサービス評価は、質の向上の取組みです。常にチームでステップアップしていくことが必要です。評価項目では、小規模多機能型居宅介護とは何か理解していくことを目指しています。理解が深まれば、これまで「できている」と思っていたことが、「できていない、改善が必要だ」となる場合もあります。

小規模多機能型居宅介護のサービス評価は、自己評価と外部評価の2つから構成されています。

自己評価…一人ひとりのスタッフが自らの取組みを振り返ります。それを基に事業所内でのミーティングを通して事業所として、できている点、できていない点を確認し、改善する方策を検討します。事業所を少しでも良くするために、事業所の実践を振り返り、改善していくものです。

外部評価…「定期的に外部の者による評価」を市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議で行うものです。自己評価を運営推進会議で報告し検討し、また地域からの意見を募るものです。

サービス評価では、「できている・できていない」といった評価にとどまらず、以下のことを目指しています。

「話し合いからスタッフ間や地域の皆様と理解し合うこと」

- ・スタッフが話し合いながら、実践の振り返りや課題について話し合う。
- ・事業所と地域住民、行政・地域包括支援センターが「運営推進会議」において、事業所自己評価をもとに今後の課題について話し合うこと。

「小規模多機能型居宅介護や認知症の人と家族の支援について理解が深まる」

- ・サービス評価を通して、小規模多機能型居宅介護を学ぶことができる。
- ・サービス評価を地域住民や行政、地域包括支援センターが参画した運営推進会議で取り組まれることで、開かれた事業所づくりになるとともに、認知症の人と家族への理解が深まる。

また介護が必要となっても、いつまでも「自分たちのまち」で暮らし続けることを実現する地域包括ケアの推進のために、事業所と地域、行政がともに考え、支え合う「地域づくり」を行うひとつに繋げることになります。

## 2

## 自己評価

自己評価は2つの作業から構成されています。ひとつは、スタッフ個別評価であり、もうひとつはスタッフ個別評価を取りまとめた、事業所自己評価です。

自己評価では、すべての職員がスタッフ個別評価に取組み、自らの実践を振り返ることから始めます。

### (1) スタッフ個別評価（個別振り返りシート）

これまでの取組みやかかわりを自らが振り返ることが目的です。ほかのスタッフがどのように振り返っているのかを気にするのではなく、自らに向き合い、振り返ることが大切です。よって、個別振り返りシートでは、話し合いながら進めるのではなく、一人で取組みます。一人ひとりの振り返りは、資格、肩書き、経験の長さ等で違う場合があります。なぜ違うのか、どのように違うのかは、その後に実施する事業所自己評価で話し合いますので、違っていても心配することはありません。

### (2) 事業所自己評価（事業所振り返りシート）

各自が取組んだ「スタッフ個別評価（個別振り返りシート）」を持ち寄り、現在の各自の実践状況を話し合い、スタッフ全員で昨年度の課題への取組みが実現できているか、また事業所の現在はどうなのか振り返ることが事業所自己評価となります。管理者や計画作成担当者が一人でするものではありません。事業所自己評価（事業所振り返りシート）では、全体で話し合い、それぞれの考え方や実践、項目に関する捉え方の違いなどを話し合うプロセスを重要視しています。その中から改善の方策を考えます。この一連の流れが、事業所のコミュニケーションの場となることで、ともに育ちあう機能を果たすものです。

## 3

## 外部評価

外部評価は、保険者（市町村）や地域包括支援センターをはじめ地域住民が参画する運営推進会議で行います。ここでもともに話し合うプロセスを大事にしています。

外部評価は、「できている」「できてない」という結果のみで判断するだけではなく、まず事業所が真摯に自らの取組みを振り返り、質の向上を図っているかを確認します。その上で、「地域」が日頃感じていることと事業者自身が考えることとの違いについて話し合うプロセスを通して、事業所の課題や今後の進むべき方向を見出すことを外部評価としています。

運営推進会議のメンバーは、福祉や介護の専門家だけではありません。事業所は、事業所自己評価において検討した内容と改善の計画を、専門的な言葉で表現するのではなく、日頃行っていることを誰にでもわかりやすく伝えることが求められます。

また外部評価は、立場で視点が違う場合もあります。発言する立場や経験の違いによっては例えば「鍵をかけて出さないほうがよい」という意見もあるかもしれません。そのような意見に対して、介護保険事業者としての倫理観を持って応えていくことも、大切な取組みです。

小規模多機能型居宅介護の質の向上とともに、地域の皆様の介護に対する認識を変えていく取組みにもなります。

## 4 サービス評価まとめ

事業所は、運営推進会議（外部評価）で出された意見をもとに「地域からの評価（地域かかわりシート②（結果まとめ様式））」を作成します。また、それに基づき「小規模多機能型居宅介護『サービス評価』総括表」を作成します。

作成した結果は、次回の運営推進会議で報告し、評価を確定します。また、出席した市町村・地域包括支援センター等にも確認します。

## 5 評価の公表

評価結果の公表については、利用者及び利用者家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムでの公表、事業所内への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターでの掲示、法人のホームページ等への掲載等により公表します。

なお、公表するシートは、「小規模多機能型居宅介護『サービス評価』総括表」と「事業所自己評価（9枚）」になります。

### 【さいごに】

小規模多機能型居宅介護のサービス評価は、自らを振り返り、改善課題を確実に実行していくことが目的です。そして運営推進会議での外部評価は、地域とともにステップアップしていくプロセスです。

この取組みを通して、地域のみなさんとともに、地域から必要とされる事業所づくりを目指しています。



小規模多機能型居宅介護 サービス評価の詳細は…

⇒しょうきばどっとねっと (<http://www.shoukibo.net/>)

福指第 1193 号  
令和5年12月28日

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所 管理者様

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長  
(施設指導係)

令和6年度の外部評価の実施の免除に係る申請について（通知）

認知症対応型共同生活介護については、年に1回以上の外部評価の実施が必要ですが、福岡県外部評価実施要領に基づき、一定の要件を満たした事業所は、次年度（令和6年度）の外部評価については実施しなくてもよいとされています。

つきましては、当該要件を満たしている事業所のうち、外部評価の実施の免除を希望される事業所は、下記のとおり申請されますようお願ひいたします。

記

## 1 要件

5年間継続して外部評価を実施している事業所であって、下記（1）から（4）までの要件を全て満たすこと。なお、外部評価の実施が必要な年度に、運営推進会議を活用した評価を行っている事業所は、免除の対象外となる。

- （1）自己評価・外部評価結果及び目標達成計画を保険者に提出していること。
- （2）運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
- （3）運営推進会議に、事業所所在地の保険者の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- （4）自己評価・外部評価結果のうち、外部評価項目の2、3、4、7の実践状況（外部評価）が適切であること。

※ 上記の外部評価項目について

- 2：事業所と地域とのつきあい
- 3：運営推進会議を活かした取組み
- 4：市町村との連携
- 7：運営に関する利用者、家族等意見の反映

<注1>令和4年度の外部評価の実施が免除されていた事業所のうち、令和5年度の外部評価を適正に実施し、上記（1）から（4）までの要件を満たしている場合は、令和6年度の実施の免除の対象となります。免除を希望される場合は、免除の申請の手続きを行ってください。

<注2>令和5年度の外部評価の実施が免除されている事業所は、令和6年度の外部評価は必ず実施してください。

2 提出期限

令和6年1月31日（水）必着

3 提出が必要な書類

- (1) 外部評価の実施に係る申請書（様式1）
- (2) 自己評価及び外部評価結果（令和5年度分）
- (3) 目標達成計画（令和5年度の評価結果をもとに作成した計画）
- (4) 運営推進会議の議事録（過去1年間分）

<提出書類についての留意事項>

① 「自己評価及び外部評価結果」「目標達成計画」について

- ・福岡市（事業者指導課）に「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を既に提出されている場合は、改めて提出していただく必要はありません。
- ・申請書の提出日時点で、令和5年度の外部評価の結果が確定していない場合（調査日が申請書提出日以降の場合も含む）は、申請書にその旨を記載して提出してください。この場合、令和6年3月31日までに外部評価を実施し、評価結果の確定後に、速やかに「自己評価及び外部評価結果」「目標達成計画」を提出してください。

② 「運営推進会議の議事録」について

- ・議事録には、参加者の出欠状況、会議の内容、結果等を具体的に記載してください。
- ・会議で配布した資料については、提出していただく必要はありません。

4 提出方法

(1) メールで提出する場合

件名：(事業所番号) 外部評価実施免除申請  
宛先：[shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp](mailto:shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp)

(2) 郵送で提出する場合

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号  
福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課  
施設指導係 和田 宛て

※ 郵送の場合は、封筒に「**外部評価実施免除申請書在中**」と朱書きしてください。

5 申請書類

福岡市のホームページに本通知、申請書の様式等を掲載していますので、ご確認ください。

【掲載場所】

HOME > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ>各種手続き・運営指導に関すること  
>運営指導・監査 > 「地域密着型サービス外部評価」・「福祉サービス第三者評価」について  
([https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/5-010110\\_2.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/5-010110_2.html))

## 6 自己評価について

外部評価が免除の場合でも、自己評価は毎年度実施する必要があります。必ず自己評価を実施し、その記録を残してください。

## 7 問い合わせ先

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課  
施設指導係 担当：和田(ワタ)・永石(カツシ)  
FAX：092-726-3328  
宛先：[shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp](mailto:shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp)

別紙「外部評価の実施の免除に係る申請について（Q&A）」をご確認のうえ、不明な点については必ずメールまたはFAXにてお問い合わせください。

## 外部評価に係る運営推進会議の活用<サービス種別>

### <定期巡回・随時対応型訪問介護看護>

- 介護・医療連携推進会議

6月に1回以上開催し、1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施すること。

### <地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護>

- 運営推進会議

6月に1回以上開催すること。

### <小規模多機能居宅介護>

- 運営推進会議

2月に1回以上開催し、1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施すること。

### <認知症グループホーム>※事業所が運営推進会議と外部評価のいずれかを選択

- 運営推進会議

2月に1回以上開催し、1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施すること。

- 外部評価

都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価を受け、結果を公表すること。

### <地域密着型特定施設入居者生活介護>

- 運営推進会議

2月に1回以上開催すること。

### <地域密着型老人福祉施設>

- 運営推進会議

2月に1回以上開催すること。

### <看護小規模多機能居宅介護>

- 運営推進会議

2月に1回以上開催し、1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施すること。

## 介護サービス事業者の業務管理体制の届出及び整備等について

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）には、法令遵守等の業務管理体制の整備・届出が義務付けられています。

事業者が整備すべき業務管理体制の内容及び届出先は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じ定められています。

### 1 整備・届出すべき事項

整備・届出事項	届出対象の事業者
①事業者の ・名称(法人名) ・主たる事務所(本社・本部)の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
②法令遵守責任者の氏名、生年月日	
③事業所名称等及び所在地	
④業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 (法令遵守マニュアル)	事業所等の数が20以上の事業者
⑤「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が100以上の事業者

※事業所等の数は、介護予防及び介護予防支援事業所を含み、みなし事業所及び総合事業（本市でいう介護予防型・生活支援型サービス）は除く。

### 2 届出先

届出先が福岡市となるのは、運営する事業所等が全て福岡市内にある場合に限ります。

区分	届出先（所管行政庁）
①事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域(※)に所在する事業者	厚生労働大臣
②事業所等が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域(※)に所在する事業者	主たる事務所が所在する都道府県知事
③全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
④全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
⑤全ての事業所等が1の中核市の区域に所在する事業者	中核市の長
⑥地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

※管轄区域は、下記の届出システムURLで確認できます。

### 3 届出方法

厚生労働省が運用する「業務管理体制の整備に関する届出システム」で行ってください。

◇業務管理体制の整備に関する届出システムURL

<https://www.laicomea.org/laicomea/cmns011/cmns0111/init.do>

## 4 届出時点

- (1) 事業所の新規指定に伴い届出が必要となる場合

⇒事業所の新規指定申請時に、届出システムで届出してください。

事業所の新規指定時は、介護保険事業所番号が未定のため、業務管理体制の整備に関する届出における介護保険事業所番号は、一旦、「0000000000(10桁すべて0)」で届出してください。指定年月日以降に、指定通知書が届き次第、システムの届出事項変更にて、指定通知書に記載された介護保険事業所番号を届出してください。

- (2) 事業所の変更届出に伴い変更が生じた場合

⇒事業所の変更届出時に、届出システムで届出してください。

- (3) その他の場合

⇒届出の必要が生じた時点で、届出システムで届出してください。

## 5 法人としての取組（法令等遵守の態勢）

○法令等遵守：単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的（社会的要請）や社会通念に沿った適応を考慮したもの。

○態勢：組織の様式（体制）だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組

「業務管理体制」は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人種別等により異なります。法令で定めた整備すべき内容は、事業者が整備する業務管理体制の一部です。体制を整備し、組織として事業者自らの取組が求められます。

### 【取組の内容】

(1) 方針の策定 ⇒ (2) 内部規程・組織体制の整備 ⇒ (3) 評価・改善



#### (1) 方針の策定

- ・法令等遵守の状況を的確に認識し、適正な法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を検討
- ・法令等遵守に係る基本方針を定め、組織全体に周知
- ・方針策定のプロセスの有効性を検証し、適宜、見直し

#### (2) 内部規程・組織体制の整備

- ・法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ、組織内に周知
- ・法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢（体制）を整備
- ・各事業担当部門等に対し、遵守すべき法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を整備

#### (3) 評価・改善

- ・法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証
- ・検証の結果に基づき、改善する態勢を整備

## 6 法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者が中心となって、6の法令等遵守の態勢についての運用状況を確認し、例えば次のような取組を進めてください。

- ・「法令等の遵守に係る方針」の制定、全役職員への周知
- ・法令（基準）等の情報の収集・周知、サービス・報酬請求内容の確認
- ・内部通報、事故報告及び苦情・相談への対応
- ・法令遵守等に関する研修の実施、マニュアルの作成 等

## 地域密着型サービス事業者の指定内容の変更等について

### 1 「指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る変更届出書」について

#### (1) 届出の期日

変更があった日から 10 日以内に提出してください。

※ 提出時に内容について相談がある場合は、事前に電話で予約をしてからご来庁ください。

#### 【参考】

○介護保険法第 78 条の 5 第 1 項、第 115 条の 17 第 1 項

指定地域密着型（介護予防）サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型（介護予防）サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

#### (2) 事業所の構造・専用区画等の変更

工事を伴う事業所の構造・専用区画等を変更する場合、移転をする場合は、設備基準に適合しているか確認する必要がありますので、工事着工前に福岡市事業者指導課・介護保険課へ相談してください。

#### (3) 提出書類

サービスごとの「変更届出書チェック表」に記載された、「共通事項」及び「具体的な変更項目」の該当項目それぞれについて、必要書類をご確認いただき、漏れがないよう提出してください。

#### (4) 届出が不要な場合

次のような場合については、変更届の提出は不要です。

- ① 介護報酬改定に伴う介護報酬部分の料金（単位）の変更
- ② 運営規程に記載している従業者数の変更
- ③ 管理者、介護支援専門員以外の職種の従業者の変更
- ④ 事業所の電話番号、FAX番号、Eメールアドレスの変更

#### (5) 問い合わせ先・提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所 福祉局 高齢社会部 事業者指導課

○グループホーム 施設指導係 TEL : 092-711-4319

○グループホーム以外 在宅指導係 TEL : 092-711-4257

※届出様式は、福岡市のホームページに掲載しています。（掲載場所は下記のとおりです）

必要な様式をダウンロードいただき、ご利用ください。

福岡市ホームページ ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 指定・運営に関する各種手続き > 介護サービス事業所の変更届

（URL : [https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigousyaside/health/00/05/kaigo\\_henkou.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigousyaside/health/00/05/kaigo_henkou.html)）

## 2 「廃止・休止・再開届出」について

### (1) 届出の期日

<廃止又は休止>

福岡市事業者指導課と、事前相談の上、廃止又は休止の1か月前までに届出を行ってください。

※ 休止は、再延長を含めて最長でも1年間とします。1年以内に再開が見込まれない場合は、休止届でなく廃止届を提出してください。

<再開>

福岡市事業者指導課に、再開の2か月前までに必ず連絡していただき、事前相談の上、再開届等を提出してください。

#### 【参考】

##### ○介護保険法第78の5、第115条の17

- 1 指定地域密着型（介護予防）サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型（介護予防）サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 2 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

### (2) 廃止・休止の際の留意事項

廃止・休止の際は、あらかじめ担当ケアマネジャーや市町村（保険者）に廃止・休止の予定日を連絡し、現にサービスを受けている利用者が同等のサービスを引き続き受けることができるよう、引継ぎを含めた適切な措置を講じなければなりません。

休止期間は最長1年間のため、休止後1年経過したら、廃止届を提出してください。

### (3) 再開について

再開の際は、必要書類一式を求め、審査を行います。

詳細は、「福岡市介護サービス事業者の指定等事務取扱要領 別表6 再開届の添付書類一覧」をご覧ください。

### (4) 問い合わせ先・提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所 福祉局 高齢社会部 事業者指導課

○グループホーム 施設指導係 TEL: 092-711-4319

○グループホーム以外 在宅指導係 TEL: 092-711-4257

※届出様式は、福岡市のホームページに掲載しています。（掲載場所は下記のとおりです）

必要な様式をダウンロードいただき、ご利用ください。

福岡市ホームページ ホーム>健康・医療・福祉>高齢・介護>事業者の方へ>各種手続き・運営指導に関すること>指定・運営に関する各種手続き>介護サービス事業所の廃止・休止・再開

(URL : [https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigousyashido/health/00/05/kaigo\\_haishikyushisaikai.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigousyashido/health/00/05/kaigo_haishikyushisaikai.html))

### 3 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・変更届出書」について

＜加算の届出は、下記期限までに必着で提出してください。＞

#### (1) 新たに加算を算定する場合、または、算定内容を変更する場合

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、  
(介護予防) 認知症対応型通所介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、  
看護小規模多機能型居宅介護

加算の算定を開始しようとする月の 前月の 15 日まで（15 日が休日の場合は、翌開庁日まで）に提出してください。

16 日以降に提出された場合は、翌々月からの算定開始となります。

- ② (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

加算の算定を開始しようとする月の 初日まで（初日が休日の場合は、前開庁日まで）に提出してください

#### 【参考】

平成18年3月31日 老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号

##### 第1 届出手続きの運用

###### 1 届出の受理

###### (5) 届出に係る加算等の算定の開始時期 ～一部抜粋～

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、  
小規模多機能型居宅介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型通所介護  
若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護における届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者等に対する周知機関を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始すること。

認知症対応型共同生活介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（いずれも短期利用型を含む）における届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始するものとする。

#### (2) 加算の算定を終了する場合

要件を満たさなくなつたなどで、加算の算定をしなくなる場合は、速やかに変更届を提出してください。

#### (3) 問い合わせ先・提出先

サービス種別及び時期により、提出先が異なります。届出様式を含め、福岡市のホームページに掲載しています。  
(掲載場所は下記のとおりです)

必要な様式をダウンロードいただき、指定された提出先へ提出ください。

福岡市ホームページ ホーム>健康・医療・福祉>高齢・介護>事業者の方へ>各種手続き・運営指導に関すること>介護報酬に関する届出（加算・減算）

（URL：<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigousyaside/health/00/05/kaigohousyu.html>）

## 令和6年度からの介護職員処遇改善加算について

### 1 介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算とは介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした事業所に対して支給される加算のことである。

### 2 令和6年6月からの主な変更点

○介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、現行の「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」を、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

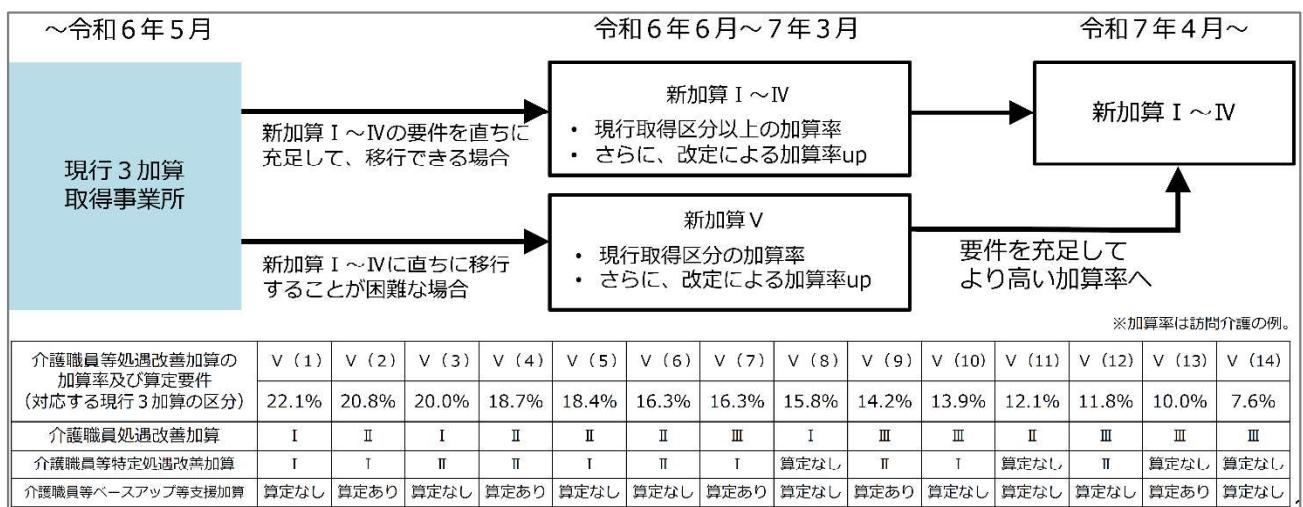
○一本化後の新加算I～IVに直ちに移行できない事業所のため、激変緩和措置として、新加算V(1～14)を令和7年3月までの間に限り設置する。

#### <介護職員等処遇改善加算>

新加算 (介護職員等処遇改善加算)		既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
[24.5%]	I	<b>新加算(II)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上）	a. 処遇改善加算(I) 【13.7%】 b. 特定処遇加算(I) 【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
[22.4%]	II	<b>新加算(III)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 <b>→ クループロとの配分ルール【撤廃】</b>	a. 処遇改善加算(I) 【13.7%】 b. 特定処遇加算(II) 【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
[18.2%]	III	<b>新加算(IV)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(I) 【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
[14.5%]	IV	<b>新加算(IV)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分</b> ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算(II) 【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。職種間配分の柔軟化については令和6年4月から現行の介護職員処遇改善加算及び介護職員等処遇改善加算に適用。  
なお、経過措置区分として、令和6年度末まで介護職員等処遇改善加算(V)(1)～(14)を設け、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようとする。

#### <激変緩和措置（新加算V）について>



### 3 新加算Ⅰ～Ⅳの算定要件について

#### (1) 新加算Ⅰの算定

新加算Ⅰの算定に当たっては、賃金改善の実施（「4 賃金改善の実施に係る基本的な考え方」で解説）に加え、以下の①～⑧までに掲げる要件を全て満たすことが必要です。

##### ① 月額賃金改善要件Ⅰ

- 新加算Ⅳの加算額の1/2以上を基本給等（※）で配分する。  
※基本給等＝基本給または決まって毎月支払われる手当。
- 令和7年3月まで適用を猶予。

（例）

新加算Ⅳを取得し、その加算額が1,000万円の場合

→500万円以上（新加算の1/2以上）は基本給等での改善に充てる必要がある。

※新加算Ⅲ以上を取得していても、新加算Ⅳの1/2以上（ここでは500万円以上）だけを基本給等の改善に充てていればよい。

##### ② 月額賃金改善要件Ⅱ

- 新加算を取得する場合に、増加した旧ベア加算相当の2/3以上、基本給等を新たに改善する。※現行ベア加算のベースアップ要件と同じ
- 現行ベア加算を未取得の事業所のみに適用。
- 令和6年6月から適用。  
※4・5月は、現行ベア加算のベースアップ要件（月額賃金改善要件Ⅲ）として存在。

（例）

新加算Ⅳを取得し、そのうち旧ベア加算相当が300万円であった場合→

200万円以上は基本給等で改善する。

##### ③ キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

- 次のi～iiiを満たすこと。
  - i 介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
  - ii iに掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時に支払われるものを除く。）について定めていること。
  - iii i及びiiの内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

※常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。

※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに上記i及びiiの定めの整

備を行うことを誓約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件Ⅰを満たすものとして取り扱っても差し支えない。ただし、必ず令和7年3月末までに当該定めの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

#### ④ キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

- 次の i 及び ii を満たすこと。
  - i 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び a 又は b に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
    - a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT 等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。
    - b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
  - ii i について、全ての介護職員に周知していること。

※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに上記 i の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件Ⅱを満たすものとして取り扱っても差し支えない。ただし、必ず令和7年3月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

#### ⑤ キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）

- 次の i 及び ii を満たすこと。
  - i 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の a から c までのいずれかに該当する仕組みであること。
    - a 経験に応じて昇給する仕組み  
「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。
    - b 資格等に応じて昇給する仕組み  
介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
    - c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み  
「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。  
ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
  - ii i の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

※常時雇用する者の数が 10 人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記 ii の要件を満た

すこととしても差し支えない。

※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに上記ⅰの仕組みの整備を行うことを誓約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件Ⅲを満たすものとして取り扱っても差し支えない。ただし、必ず令和7年3月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

#### ⑥ キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件）

- 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上であること（新加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。）。
- ただし、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。

（例）

- ・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合
- ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合

※令和6年度中は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円（賃金改善実施期間における平均とする。）以上の職員を置くことにより、上記の要件を満たすこととしても差し支えない。

#### ⑦ キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）

- サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、新加算等を算定する事業所又は併設する本体事業所においてサービス類型ごとに別紙1表4に掲げるサービス提供体制強化加算、特定事業所加算、入居継続支援加算又は日常生活継続支援加算の各区分の届出を行っていること。

#### ⑧ 職場環境等要件（令和7年度以降の要件）

- 令和7年度以降に新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合は、別紙1表5-1に掲げる処遇改善の取組を実施すること。
- 新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、別紙1表5-1の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに1以上を実施すること。
- 新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、同表中「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち3以上の取組（うち⑯又は⑰は必須）を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち2つ以上の取組を実施すること。ただし、生産性向

上推進体制加算を算定している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、②の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。

- 新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、新加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

#### （職場環境等要件に対する令和6年度の経過措置）

上記の職場環境等要件の見直しについては、令和6年度中は適用を猶予する。したがって、令和6年度中の職場環境等要件としては、別紙1表5－2に掲げる職場環境等の改善に係る取組を実施し、その内容（別紙1表5－2参照）を全ての介護職員に周知すること。

その際、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、別紙1表5－2の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、別紙1表5－2の取組のうち1以上を実施すること。

また、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目を「事業所の特色」欄で選択すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

## 4 介護職員処遇改善加算（旧処遇改善加算）の算定要件について

### （1）介護職員処遇改善加算（旧処遇改善加算）の要件

令和6年4月及び5月に旧処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定する場合の要件は、3に掲げる新加算の要件中、旧処遇改善加算の区分ごとに、それぞれ別紙1表2－1に掲げる要件とする。

### （2）介護職員等特定処遇改善加算（旧特定加算）の要件

令和6年4月及び5月に旧特定加算Ⅰ又はⅡを算定する場合の要件は、旧処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定していることに加えて、上記3に掲げる新加算の要件中、旧特定加算の区分ごとに、それぞれ別紙1表2－1に掲げる要件とする。

### （3）介護職員等ベースアップ等支援加算（旧ベースアップ等加算）の要件

令和6年4月及び5月に旧ベースアップ等加算を算定する場合の要件は、旧処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定していることに加えて、別紙1表2－1に掲げる要件とする。具体的には、月額賃金改善要件Ⅲとして、次の要件を適

用するものとする。

＜月額賃金改善要件Ⅲ＞

令和6年4月及び5月に旧ベースアップ等加算を算定する事業所は、当該事業所のサービス類型ごとに別紙1表1－1に掲げる旧ベースアップ等加算の加算率を乗じて算出した額の三分の2以上の基本給等の引上げを実施しなければならない。

ただし、令和6年3月31日時点で旧ベースアップ等加算を算定している場合は、令和6年4月及び5月も同様の賃金改善を継続することを誓約することで、本要件に係る具体的な賃金改善額等の記載は不要とする。

## 旧3加算の算定状況に応じた新加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（早見表）

(表の見方) ①旧3加算の算定状況のうち当てはまる行を見つけ(①)、令和6年度中に算定可能な経過措置区分(新加算V)(②)と、新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧(③)を確認する。

旧3加算の算定状況			新加算V			新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧									
取得バターン	算定可能な経過措置区分		新加算率 (新加算V) ②	加算区分 (加算率が下がらない区分であり、移行先の候補となるもの) ③	加算率 ①	月額賃金 改善要件			キャリアパス要件			職場環境等要件			
	合計の 加算率	特定 加算				I	II	I	II	III	IV	V	新規雇用要件・研修の実施 等の整備等	昇給の仕組改善後の賃金要件	介護福祉士等の配置 1以上・全2以上・全 ての取組
1 有 22.4%	—	—	新加算Ⅰ 24.5%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 なし 20.0%	新加算V(1)	22.1%	新加算Ⅰ 24.5%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 有 20.3%	—	—	新加算Ⅱ 22.4%	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
4 なし 17.9%	新加算V(3)	20.0%	新加算Ⅱ 22.4%	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
5 有 16.1%	—	—	新加算Ⅲ 18.2%	○	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—
6 なし 13.7%	新加算V(8)	15.8%	新加算Ⅲ 18.2%	○	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—
7 有 18.7%	新加算V(2)	20.8%	新加算Ⅰ 24.5%	○	—	○	○	△	○	○	○	—	○	—	○
8 なし 16.3%	新加算V(5)	18.4%	新加算Ⅰ 24.5%	○	—	○	○	△	○	○	○	—	○	—	○
9 有 16.6%	新加算V(4)	18.7%	新加算Ⅱ 22.4%	○	—	○	○	△	○	○	—	—	○	—	○
10 なし 14.2%	新加算V(6)	16.3%	新加算Ⅱ 22.4%	○	—	○	○	△	○	○	—	—	○	—	○
11 有 12.4%	—	—	新加算Ⅳ 14.5%	○	—	○	○	—	—	—	—	○	—	—	○
12 なし 10.0%	新加算V(11)	12.1%	新加算Ⅳ 14.5%	○	—	○	○	—	—	—	—	○	—	—	○
13 有 14.2%	新加算V(7)	16.3%	新加算Ⅰ 24.5%	○	—	△	△	△	○	○	○	—	—	○	—
14 なし 11.8%	新加算V(10)	13.9%	新加算Ⅰ 24.5%	○	—	△	△	△	○	○	○	—	—	○	○
15 有 12.1%	新加算V(9)	14.2%	新加算Ⅱ 22.4%	○	—	△	△	△	○	—	—	—	—	○	○
16 なし 9.7%	新加算V(12)	11.8%	新加算Ⅱ 22.4%	○	—	△	△	△	○	—	—	—	—	○	○
17 有 7.9%	新加算V(13)	10.0%	新加算Ⅳ 14.5%	○	—	△	△	—	—	—	—	○	—	—	—
18 なし 5.5%	新加算V(14)	7.6%	新加算Ⅳ 14.5%	○	—	△	△	—	—	—	—	○	—	—	—

青字(○・□・△)は、事業所にとつて、新規に満たすことが必要な要件。そのうち、○は、令和7年度から適用になる要件。△は、「令和6年度内の対応の誓約」により令和6年度当初から満たしたこととして差し支えない要件。□は、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する事業年度に適用になる要件。

## 5 賃金改善の実施に係る基本的な考え方

- 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする項目を特定した上で行うものとする。この場合、特定した項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。
- 令和6年度に、令和5年度と比較して増加した加算額（旧3加算の上位区分への移行並びに新規算定によるもの（令和6年4月及び5月分）又は令和6年度介護報酬改定における加算率の引上げ分及び新加算Ⅰ～Ⅳへの移行によるもの（令和6年6月以降分）。令和7年度への繰越分を除く。以下同じ。）について、介護サービス事業者等は、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たに増加した新加算等の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金改善を新規に実施しなければならない。
- 新規に実施する賃金改善は、ベースアップ（賃金表の改訂により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。以下同じ。）により行うことを基本とする。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合（例えば、令和6年度介護報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合）には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。なお、令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金を取得し、令和6年5月分以前の賃金からベースアップ又は決まって毎月支払われる手当の引上げを行っている場合には、当該賃金改善を令和6年6月以降に実施すべき新規の賃金改善の一部に含めても差し支えない。
- 新加算等を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある介護職員（介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとする。以下同じ。）に重点的に配分することとするが、介護サービス事業者等の判断により、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認めることとする。ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内的一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。なお、令和6年4月及び5月に旧処遇改善加算及び旧特定加算を算定する場合にも、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和6年厚生労働省告示第86号）第53条による改正後の「厚生労働大臣が定める基準」（以下「令和6年4月大臣基準告示」という。）第4号イ(1)及び第4号の2イ(1)等の規定に基づき、介護職員以外への柔軟な配分を認める。

## 6 令和7年度の更なるベースアップにつなげるための工夫

令和6年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善分の改定率+0.98%を活用し、新加算の加算率の引上げを行う。その際、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、介護サービス事業者等の判断により、令和6年度に令和5年度と比較して増加した加算額の一部を令和7年度に繰り越した上で令和7年度分の賃金改善に充てることを認めることとし、令和6年度分の加算の算定額の全額を令和6年度分の賃金改善に充てることは求めない。

その際、令和7年度の賃金改善の原資として繰り越す額(以下「繰越額」という。)の上限は、令和6年度に、仮に令和5年度末(令和6年3月)時点で算定していた旧3加算を継続して算定する場合に見込まれる加算額と、令和6年度の新加算等の加算額(処遇改善計画書においては加算の見込額をいう。)を比較して増加した額とする。

繰越額については、全額を令和7年度の更なる賃金改善に充てることについて、別紙様式2-1及び別紙様式3-1において誓約した上で、令和7年度の処遇改善計画書・実績報告書において、当該繰越額を用いた賃金改善の計画・報告の提出を求めることとする。ただし、令和7年度の賃金改善実施期間の終わりまでに事業所等が休止又は廃止となった場合には、その時点で、当該繰越分の残額を、一時金等により、全額、職員に配分しなければならないこととする

## 7 処遇改善加算等の届出

令和6年4月及び5月の旧3加算の算定並びに令和6年6月以降の新加算の算定に係る処遇改善計画書の提出期日は、令和6年4月15日とする。

なお、令和6年6月に算定する新加算に係る処遇改善計画書の変更については、令和6年6月15日まで受け付ける。

令和6年7月分以降の変更については、8(1)に規定する取扱いとする。

処遇改善加算等の内容の詳細・様式は、県ホームページに掲載

トップページ>健康・福祉・子育て>介護・高齢者福祉>介護保険>一般情報「令和6年度介護職員処遇改善加算等の届出方法の御案内(介護保険)」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shoguu.html>

## 8 変更等の届出

### (1) 変更の届出

介護サービス事業者等は、新加算等を取得する際に提出した計画書に変更(次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に限る。)があった場合には、次の①から⑤までに定める事項を記載した別紙様式4の変更にかかる届出書(以下「変更届出書」という。)を届け出ること。

また、⑥にかかる変更のみである場合には、実績報告書を提出する際に、⑥に定める事項を記載した変更届出書をあわせて届け出ること。

なお、届出の期日については、居宅系サービスの場合は算定を開始する月の前

月 15 日、施設系サービスの場合は当月 1 日までに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。

- ① 会社法による吸収合併、新設合併等により計画書の作成単位が変更となる場合は、変更届出書及び計画書を提出すること。
- ② 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に関する介護サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による。）があった場合は、変更届出書及び以下に定める書類を提出すること。
  - ・ 旧処遇改善加算については、別紙様式 2-1 の 2(1) 及び別紙様式 2-2
  - ・ 旧特定加算については、別紙様式 2-1 の 2(1) 及び 3(6) 並びに別紙様式 2-2
  - ・ 旧ベースアップ等加算については、別紙様式 2-1 の 2(1) 及び 3(3) 並びに別紙様式 2-2
  - ・ 新加算については、別紙様式 2-1 の 2(1)、3(2) 及び 3(6) 並びに別紙様式 2-3 及び 2-4
- ③ キャリアパス要件 I から III までに関する適合状況に変更（算定する旧処遇改善加算及び新加算の区分に変更が生じる場合に限る。）があった場合は、キャリアパス要件の変更に係る部分の内容を変更届出書に記載し、別紙様式 2-1 の 2(1) 及び 3(4) から (7) まで並びに別紙様式 2-2、2-3 及び 2-4 を提出すること。
- ④ キャリアパス要件 V（介護福祉士等の配置要件）に関する適合状況に変更があり、算定する加算の区分に変更が生じる場合は、介護福祉士等の配置要件の変更の内容を変更届出書に記載し、別紙様式 2-1 の 3(7) 並びに別紙様式 2-2、2-3 及び 2-4 を提出すること。  
また、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合も、同様に変更の届出を行うこと。
- ⑤ また、算定する新加算等の区分の変更を行う場合及び新加算等を新規に算定する場合には、変更届出書及び以下の様式を記載すること。
  - ・ 旧処遇改善加算、旧特定加算及び旧ベースアップ等加算については、別紙様式 2-1 及び 2-2
  - ・ 新加算については、別紙様式 2-1、2-3 及び 2-4
- ⑥ 就業規則を改訂（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改訂の概要を変更届出書に記載すること

## （2）特別な事情に係る届出

事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。以

下この5において同じ。)を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の①から④までの事項を記載した別紙様式5の特別な事情に係る届出書(以下「特別事情届出書」という。)を届け出ること。なお、年度を超えて介護職員の賃金を引き下げることとなった場合は、次年度の新加算を算定するために必要な届出を行う際に、特別事情届出書を再度提出する必要がある。

- ① 新加算等を算定している介護サービス事業所等の法人の収支(介護事業による収支に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- ② 介護職員(その他の職種を賃金改善の対象としている介護サービス事業所等については、その他の職種の職員を含む。以下この5において同じ。)の賃金水準の引き下げの内容
- ③ 当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み
- ④ 介護職員の賃金水準を引き下げるについて適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法 等

## 9 賃金改善の実績報告

新加算等を算定した介護サービス事業者等は、大臣基準告示第4号イ(4)並びに令和6年4月大臣基準告示第4号イ(4)、第4号の2イ(4)及び第4号の3ニ等に規定する実績の報告を、別紙様式3-1及び3-2に定める様式により作成の上、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して提出し、根拠資料と併せて2年間保存することとする。

(例)

令和6年度の実績報告書の提出期日は、令和7年3月分の加算の支払が令和7年5月であることから、通常の場合、令和7年7月31日となる。

## 10 複数の介護サービス事業所を有する事業者及び小規模事業者等に対する特例

### (1) 複数の介護事業所を有する介護サービス事業者の特例

複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等については、別紙様式2及び3の処遇改善計画書等について、事業者(法人)単位で一括して作成して差し支えない。

その際、処遇改善計画書等は、各介護サービス事業所等の指定権者である都道府県知事等に対して、それぞれ上記7及び9までに記載の期日までに、届出を行うこと。

なお、各介護サービス事業所等の指定権者に提出する処遇改善計画書等の記載事項は、「提出先」の項目以外は同一の内容で差し支えない。

### (2) 処遇改善計画書・実績報告書等の様式の特例

介護サービス事業者等の事務負担に配慮し、同一法人内の事業所数が10以下

の介護サービス事業者等については、別紙様式6により、大臣基準告示第4号イ(2)並びに令和6年4月大臣基準告示第4号イ(2)、第4号の2イ(2)及び第4号の3ロ等に規定する処遇改善計画書の作成及び提出を行うことができるとしている。

また、事務負担への配慮が特に必要な、令和6年3月時点で加算を未算定の事業所が、令和6年6月以降、新規に新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合には、新加算Ⅲ又はⅣに対応する令和6年4月及び5月の旧3加算の区分の算定と併せて、別紙様式7-1により処遇改善計画書の作成及び提出を行うことができることとし、別紙様式7-2により、大臣基準告示第4号イ(4)並びに令和6年4月大臣基準告示第4号イ(4)、第4号の2イ(4)及び第4号の3ニに規定する実績の報告を行うことができることとする。

なお、処遇改善計画書を別紙様式6により作成した場合にあっては、実績報告書については、通常の場合と同様に、別紙様式3により作成及び提出を行うこと。

## 11 処遇改善加算等の停止

新加算等を取得する介護サービス事業者等が(1)又は(2)に該当する場合は、都道府県知事等は既に支給された新加算等の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は新加算等を取り消すことができる。

- (1) 新加算等の算定額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行なながら5(2)の特別事情届出書の届出が行われていない等、大臣基準告示及び本通知に記載の算定要件を満たさない場合
- (2) 虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合

## 12 賃金改善方法の周知について

処遇改善加算等の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。

介護職員等から新加算等に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

## (参考) 介護職員等処遇改善加算率 (サービス類型ごと・令和6年度中)

サービス区分	介護職員処遇改善 加算	介護職員等 特定待遇改 善加算										介護職員等 介護職員等 支援加算									
		I	II	III	I	II	IV	V (1)	V (2)	V (3)	V (4)	V (5)	V (6)	V (7)	V (8)	V (9)	V (10)	V (11)	V (12)	V (13)	V (14)
訪問介護	13.7% 10.0% 5.5% 6.3% 4.2% 2.4% 2.1%	24.5% 22.4% 18.2% 14.5% 22.1% 20.8% 20.0% 18.7% 18.4% 16.3% 15.8% 14.2% 13.9% 12.1% 11.8% 10.0% 7.6%																			
夜間対応型訪問介護	13.7% 10.0% 5.5% 6.3% 4.2% 2.4% 2.1%	24.5% 22.4% 18.2% 14.5% 22.1% 20.8% 20.0% 18.7% 18.4% 16.3% 15.8% 14.2% 13.9% 12.1% 11.8% 10.0% 7.6%																			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7% 10.0% 5.5% 6.3% 4.2% 2.4% 2.1%	24.5% 22.4% 18.2% 14.5% 22.1% 20.8% 20.0% 18.7% 18.4% 16.3% 15.8% 14.2% 13.9% 12.1% 11.8% 10.0% 7.6%																			
(介護予防)訪問入浴介護	5.8% 4.2% 2.3% 2.1% 1.5% 1.1% 1.0%	10.0% 9.4% 7.9% 6.3% 8.9% 8.4% 8.3% 7.8% 7.3% 6.7% 6.5% 6.8% 5.9% 5.4% 5.2% 4.8% 4.4% 3.3%																			
通所介護	5.9% 4.3% 2.3% 1.2% 1.0% 1.1% 1.0%	9.2% 9.0% 8.0% 6.4% 8.1% 7.6% 7.9% 7.4% 6.5% 6.3% 5.6% 6.9% 5.4% 4.5% 5.3% 4.3% 4.4% 3.3%																			
地域密着型通所介護	5.9% 4.3% 2.3% 1.2% 1.0% 1.1% 1.0%	9.2% 9.0% 8.0% 6.4% 8.1% 7.6% 7.9% 7.4% 6.5% 6.3% 5.6% 6.9% 5.4% 4.5% 5.3% 4.3% 4.4% 3.3%																			
(介護予防)通所リハビリテーション	4.7% 3.4% 1.9% 2.0% 1.7% 1.0% 0.9%	8.6% 8.3% 6.6% 5.3% 7.6% 7.3% 7.3% 7.0% 6.3% 6.0% 5.8% 5.6% 5.5% 4.8% 4.3% 4.5% 3.8% 2.8%																			
(介護予防)特定施設入居者生活介護	8.2% 6.0% 3.3% 1.8% 1.2% 1.5% 1.3%	12.8% 12.2% 11.0% 8.8% 11.3% 10.6% 10.7% 10.0% 9.1% 8.5% 7.9% 9.5% 7.3% 6.4% 7.3% 5.8% 6.1% 4.6%																			
地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2% 6.0% 3.3% 1.8% 1.2% 1.5% 1.3%	12.8% 12.2% 11.0% 8.8% 11.3% 10.6% 10.7% 10.0% 9.1% 8.5% 7.9% 9.5% 7.3% 6.4% 7.3% 5.8% 6.1% 4.6%																			
(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4% 7.6% 4.2% 3.1% 2.4% 2.3% 2.3%	18.1% 17.4% 15.0% 12.2% 15.8% 15.3% 15.1% 14.6% 13.0% 12.3% 11.9% 12.7% 11.2% 9.6% 9.9% 8.9% 8.8% 6.5%																			
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	10.2% 7.4% 4.1% 1.5% 1.2% 1.7% 1.5%	14.9% 14.6% 13.4% 10.6% 13.2% 12.1% 12.9% 11.8% 10.4% 10.1% 8.8% 11.7% 8.5% 7.1% 8.9% 6.8% 7.3% 5.6%																			
看護小規模多機能型居宅介護	10.2% 7.4% 4.1% 1.5% 1.2% 1.7% 1.5%	14.9% 14.6% 13.4% 10.6% 13.2% 12.1% 12.9% 11.8% 10.4% 10.1% 8.8% 11.7% 8.5% 7.1% 8.9% 6.8% 7.3% 5.6%																			
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.1% 8.1% 4.5% 3.1% 2.3% 2.1%	18.6% 17.8% 15.5% 12.5% 16.3% 15.6% 15.5% 14.8% 13.3% 12.5% 12.0% 13.2% 11.2% 9.7% 10.2% 8.9% 8.9% 6.6%																			
介護福祉施設サービス	8.3% 6.0% 3.3% 2.7% 2.3% 1.6% 1.4%	14.0% 13.6% 11.3% 9.0% 12.4% 11.7% 12.0% 11.3% 10.1% 9.7% 9.0% 9.7% 8.6% 7.4% 7.0% 6.3% 4.7%																			
地域密着型介護老人福祉施設	8.3% 6.0% 3.3% 2.7% 2.3% 1.6% 1.4%	14.0% 13.6% 11.3% 9.0% 12.4% 11.7% 12.0% 11.3% 10.1% 9.7% 9.0% 9.7% 8.6% 7.4% 7.0% 6.3% 4.7%																			
(介護予防)短期入所生活介護	8.3% 6.0% 3.3% 2.7% 2.3% 1.6% 1.4%	14.0% 13.6% 11.3% 9.0% 12.4% 11.7% 12.0% 11.3% 10.1% 9.7% 9.0% 9.7% 8.6% 7.4% 7.0% 6.3% 4.7%																			
介護保育施設サービス	3.9% 2.9% 1.6% 2.1% 1.7% 0.8% 0.7%	7.5% 7.1% 5.4% 4.4% 6.7% 6.5% 6.3% 6.1% 5.7% 5.3% 5.2% 4.6% 4.8% 4.4% 3.6% 4.0% 3.1% 2.3%																			
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3.9% 2.9% 1.6% 2.1% 1.7% 0.8% 0.7%	7.5% 7.1% 5.4% 4.4% 6.7% 6.5% 6.3% 6.1% 5.7% 5.3% 5.2% 4.6% 4.8% 4.4% 3.6% 4.0% 3.1% 2.3%																			
(介護予防)短期入所療養介護(病院等 (老健以外))	2.6% 1.9% 1.0% 1.5% 1.1% 0.5% 0.5%	5.1% 4.7% 3.6% 2.9% 4.6% 4.4% 4.2% 4.0% 3.9% 3.5% 3.1% 3.0% 2.4% 2.6% 2.0% 1.5%																			
介護医療院サービス	2.6% 1.9% 1.0% 1.5% 1.1% 0.5% 0.5%	5.1% 4.7% 3.6% 2.9% 4.6% 4.4% 4.2% 4.0% 3.9% 3.5% 3.1% 3.0% 2.4% 2.6% 2.0% 1.5%																			
(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	2.6% 1.9% 1.0% 1.5% 1.1% 0.5% 0.5%	5.1% 4.7% 3.6% 2.9% 4.6% 4.4% 4.2% 4.0% 3.9% 3.5% 3.1% 3.0% 2.4% 2.6% 2.0% 1.5%																			

別紙1

表1-1 サービス類型別加算率（令和6年4月及び5月）

サービス区分	介護職員処遇改善加算			介護職員等特定処遇改善加算		介護職員等ベースアップ等支援加算
	I	II	III	I	II	
訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%
夜間対応型訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%
(介護予防) 訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%	2.1%	1.5%	1.1%
通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%
地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%
(介護予防) 通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%	2.0%	1.7%	1.0%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%	3.1%	2.4%	2.3%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%
看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%	3.1%	2.3%	2.3%
介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%
(介護予防) 短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%
介護老人保健施設	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%
(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%
(介護予防) 短期入所療養介護（病院等（老健以外））	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%
介護医療院	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護（医療院）	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%

注：介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

表1-2 サービス類型別加算率（令和6年6月以降）

サービス区分	介護職員等処遇改善加算																	
	I	II	III	IV	V (1)	V (2)	V (3)	V (4)	V (5)	V (6)	V (7)	V (8)	V (9)	V (10)	V (11)	V (12)	V (13)	V (14)
訪問介護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
夜間対応型訪問介護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
(介護予防) 訪問入浴介護	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%	8.9%	8.4%	8.3%	7.8%	7.3%	6.7%	6.5%	6.8%	5.9%	5.4%	5.2%	4.8%	4.4%	3.3%
通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%	8.1%	7.6%	7.9%	7.4%	6.5%	6.3%	5.6%	6.9%	5.4%	4.5%	5.3%	4.3%	4.4%	3.3%
地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%	8.1%	7.6%	7.9%	7.4%	6.5%	6.3%	5.6%	6.9%	5.4%	4.5%	5.3%	4.3%	4.4%	3.3%
(介護予防) 通所リハビリテーション	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%	7.6%	7.3%	7.3%	7.0%	6.3%	6.0%	5.8%	5.6%	5.5%	4.8%	4.3%	4.5%	3.8%	2.8%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%	11.3%	10.6%	10.7%	10.0%	9.1%	8.5%	7.9%	9.5%	7.3%	6.4%	7.3%	5.8%	6.1%	4.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%	11.3%	10.6%	10.7%	10.0%	9.1%	8.5%	7.9%	9.5%	7.3%	6.4%	7.3%	5.8%	6.1%	4.6%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%	15.8%	15.3%	15.1%	14.6%	13.0%	12.3%	11.9%	12.7%	11.2%	9.6%	9.9%	8.9%	8.8%	6.5%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%	13.2%	12.1%	12.9%	11.8%	10.4%	10.1%	8.8%	11.7%	8.5%	7.1%	8.9%	6.8%	7.3%	5.6%
看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%	13.2%	12.1%	12.9%	11.8%	10.4%	10.1%	8.8%	11.7%	8.5%	7.1%	8.9%	6.8%	7.3%	5.6%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%	16.3%	15.6%	15.5%	14.8%	13.3%	12.5%	12.0%	13.2%	11.2%	9.7%	10.2%	8.9%	8.9%	6.6%
介護老人福祉施設	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	12.4%	11.7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4.7%
地域密着型介護老人福祉施設	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	12.4%	11.7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4.7%
(介護予防) 短期入所生活介護	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	12.4%	11.7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4.7%
介護老人保健施設	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%	6.7%	6.5%	6.3%	6.1%	5.7%	5.3%	5.2%	4.6%	4.8%	4.4%	3.6%	4.0%	3.1%	2.3%
(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%	6.7%	6.5%	6.3%	6.1%	5.7%	5.3%	5.2%	4.6%	4.8%	4.4%	3.6%	4.0%	3.1%	2.3%
(介護予防) 短期入所療養介護（病院等（老健以外））	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%
介護医療院	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%
(介護予防) 短期入所療養介護（医療院）	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%

注：介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

表1-3 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

表2-1 令和6年4月及び5月の旧3加算の要件

	①月額賃金改善要件I	②月額賃金改善要件II	③キャリアパス要件I	④キャリアパス要件II	⑤キャリアパス要件III	⑥キャリアパス要件IV	⑦キャリアパス要件V	⑧職場環境等要件		
新加算IV の1/2以 上の月額 賃金改善	旧ペア加 算額の 2/3以上 の新規の 月額賃金 改善	任用要 件・賃金 体系の整 備等	研修の実 施等	昇給の仕 組みの整 備等	改善後の 賃金要件 (8万円 又は440 万円一人 以上)	介護福祉 士等の配 置要件	職場環境 全体で1	職場環境 区分ごと 1	HP掲載等 を通じた 見える化	
介護職員処遇改善加算I	—	—	○	○	○	—	—	○	—	—
介護職員処遇改善加算II	—	—	○	○	—	—	○	—	—	—
介護職員処遇改善加算III	—	—	どちらか1つを実施	—	—	—	○	—	—	—
介護職員等特定処遇改善加算I	—	—	—	—	—	○	○	—	○	○
介護職員等特定処遇改善加算II	—	—	—	—	—	○	—	—	○	○
介護職員等ベースアップ等支援加算	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○

表2-2 令和6年度中の新加算I～IV及び新加算V（経過措置区分）の算定要件（賃金改善以外の要件）

	①月額賃金改善要件I	②月額賃金改善要件II	③キャリアパス要件I	④キャリアパス要件II	⑤キャリアパス要件III	⑥キャリアパス要件IV	⑦キャリアパス要件V	⑧職場環境等要件		
新加算IV の1/2以 上の月額 賃金改善	旧ペア加 算相当の 2/3以上 の新規の 月額賃金 改善	任用要 件・賃金 体系の整 備等	研修の実 施等	昇給の仕 組みの整 備等	改善後の 賃金要件 (8万円 又は440 万円一人 以上)	介護福祉 士等の配 置要件	職場環境 全体で1	職場環境 区分ごと 1	HP掲載等 を通じた 見える化	
介護職員等処遇改善加算I	—	(○)	○	○	○	○	○	—	○	○
介護職員等処遇改善加算II	—	(○)	○	○	○	—	—	○	○	—
介護職員等処遇改善加算III	—	(○)	○	○	○	—	—	○	—	—
介護職員等処遇改善加算IV	—	(○)	○	○	—	—	—	○	—	—
介護職員等処遇改善加算V(1)	—	—	○	○	○	○	○	—	○	○
介護職員等処遇改善加算V(2)	—	—	○	○	—	○	○	—	○	○
介護職員等処遇改善加算V(3)	—	—	○	○	○	○	○	—	○	○
介護職員等処遇改善加算V(4)	—	—	○	○	—	○	—	—	○	○
介護職員等処遇改善加算V(5)	—	—	○	○	—	○	○	—	○	○
介護職員等処遇改善加算V(6)	—	—	○	○	—	○	—	—	○	○
介護職員等処遇改善加算V(7)	—	—	どちらか1つを実施	—	—	○	○	—	○	○
介護職員等処遇改善加算V(8)	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
介護職員等処遇改善加算V(9)	—	—	どちらか1つを実施	—	—	○	—	—	○	○
介護職員等処遇改善加算V(10)	—	—	どちらか1つを実施	—	—	○	○	—	○	○
介護職員等処遇改善加算V(11)	—	—	—	○	—	—	—	○	—	○
介護職員等処遇改善加算V(12)	—	—	どちらか1つを実施	—	—	○	—	—	○	○
介護職員等処遇改善加算V(13)	—	—	どちらか1つを実施	—	—	—	○	—	—	○
介護職員等処遇改善加算V(14)	—	—	どちらか1つを実施	—	—	—	—	—	—	○

注 (○) は新加算I～IVの算定前に旧ベースアップ等加算並びに新加算V(2), (4), (7), (9)及び(13)を未算定だった場合に満たす必要がある要件

表2-3 新加算V（経過措置区分）の算定要件（旧3加算の算定状況）

	介護職員 処遇改善 加算I	介護職員 処遇改善 加算II	介護職員 処遇改善 加算III	介護職員 等特定処 遇改善加 算I	介護職員 等特定処 遇改善加 算II	介護職員 等 ベース アップ等 支援加算
介護職員等処遇改善加算V(1)	○	—	—	○	—	—
介護職員等処遇改善加算V(2)	—	○	—	○	—	○
介護職員等処遇改善加算V(3)	○	—	—	—	○	—
介護職員等処遇改善加算V(4)	—	○	—	—	○	○
介護職員等処遇改善加算V(5)	—	○	—	○	—	—
介護職員等処遇改善加算V(6)	—	○	—	—	○	—
介護職員等処遇改善加算V(7)	—	—	○	○	—	○
介護職員等処遇改善加算V(8)	○	—	—	—	—	—
介護職員等処遇改善加算V(9)	—	—	○	—	○	○
介護職員等処遇改善加算V(10)	—	—	○	○	—	—
介護職員等処遇改善加算V(11)	—	○	—	—	—	—
介護職員等処遇改善加算V(12)	—	—	○	—	○	—
介護職員等処遇改善加算V(13)	—	—	○	—	—	○
介護職員等処遇改善加算V(14)	—	—	○	—	—	—

表2-4（参考）令和7年度以降の新加算I～IVの算定要件（賃金改善以外の要件）

	①月額賃金改善要件I	②月額賃金改善要件II	③キャリアパス要件I	④キャリアパス要件II	⑤キャリアパス要件III	⑥キャリアパス要件IV	⑦キャリアパス要件V	⑧職場環境等要件		
新加算IV の1/2以 上の月額 賃金改善	旧ペア加 算額相当の 2/3以上 の新規の 月額賃金 改善	任用要 件・賃金 体系の整 備等	研修の実 施等	昇給の仕 組みの整 備等	改善後の 賃金要件 (440万 円一人以 上)	介護福祉 士等の配 置要件	区分ごと に1以上 の取組 (生産性 向上は2 以上)	区分ごと に2以上 の取組 (生産性 向上は3 以上)	HP掲載等 を通じた 見える化 (取組内 容内容の 具体的記 載)	
介護職員等処遇改善加算I	○	(○)	○	○	○	○	○	—	○	○
介護職員等処遇改善加算II	○	(○)	○	○	○	—	—	○	○	○
介護職員等処遇改善加算III	○	(○)	○	○	○	—	—	○	—	—
介護職員等処遇改善加算IV	○	(○)	○	○	—	—	—	○	—	—

注 (○) は新加算I～IVの算定前に新加算V(2), (4), (7), (9)及び(13)を未算定だった場合に満たす必要がある要件

表3 新加算I～IVと旧ベースアップ等加算の比率（月額賃金改善要件II）

サービス区分	介護職員等ベースアップ等支援加算の加算率との比			
	介護職員等処遇改善加算I	介護職員等処遇改善加算II	介護職員等処遇改善加算III	介護職員等処遇改善加算IV
訪問介護	9.7%	10.7%	13.1%	16.5%
夜間対応型訪問介護	9.7%	10.7%	13.1%	16.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9.7%	10.7%	13.1%	16.5%
(介護予防) 訪問入浴介護	11.0%	11.7%	13.9%	17.4%
通所介護	11.9%	12.2%	13.7%	17.1%
地域密着型通所介護	11.9%	12.2%	13.7%	17.1%
(介護予防) 通所リハビリテーション	11.6%	12.0%	15.1%	18.8%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	11.7%	12.2%	13.6%	17.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	11.7%	12.2%	13.6%	17.0%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	12.7%	13.2%	15.3%	18.8%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	11.4%	11.6%	12.6%	16.0%
看護小規模多機能型居宅介護	11.4%	11.6%	12.6%	16.0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	12.3%	12.9%	14.8%	18.4%
介護老人福祉施設	11.4%	11.7%	14.1%	17.7%
地域密着型介護老人福祉施設	11.4%	11.7%	14.1%	17.7%
(介護予防) 短期入所生活介護	11.4%	11.7%	14.1%	17.7%
介護老人保健施設	10.6%	11.2%	14.8%	18.1%
(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	10.6%	11.2%	14.8%	18.1%
(介護予防) 短期入所療養介護（病院等（老健以外））	9.8%	10.6%	13.8%	17.2%
介護医療院	9.8%	10.6%	13.8%	17.2%
(介護予防) 短期入所療養介護（医療院）	9.8%	10.6%	13.8%	17.2%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

表4 キャリアパス要件V（介護福祉士等の配置要件）を担保するものとして算定が必要な加算の種類及び加算区分

サービス区分	加算区分
訪問介護	特定事業所加算I
夜間対応型訪問介護	サービス提供体制強化加算I
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	サービス提供体制強化加算I
(介護予防) 訪問入浴介護	サービス提供体制強化加算I
通所介護	サービス提供体制強化加算I
地域密着型通所介護	サービス提供体制強化加算I
(介護予防) 通所リハビリテーション	サービス提供体制強化加算I
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	サービス提供体制強化加算I
地域密着型特定施設入居者生活介護	サービス提供体制強化加算I
(介護予防) 認知症対応型通所介護	サービス提供体制強化加算I
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	サービス提供体制強化加算I
看護小規模多機能型居宅介護	サービス提供体制強化加算I
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	サービス提供体制強化加算I
介護老人福祉施設	サービス提供体制強化加算I
地域密着型介護老人福祉施設	サービス提供体制強化加算I
(介護予防) 短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算I
介護老人保健施設	サービス提供体制強化加算I
(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	サービス提供体制強化加算I
(介護予防) 短期入所療養介護（病院等（老健以外））	サービス提供体制強化加算I
介護医療院	サービス提供体制強化加算I
(介護予防) 短期入所療養介護（医療院）	サービス提供体制強化加算I
訪問型サービス（総合事業）	併設本体事業所において旧特定加算I又は新加算Iの届出あり
通所型サービス（総合事業）	サービス提供体制強化加算I
	サービス提供体制強化加算II
	サービス提供体制強化加算III又はIV

注1 地域密着型通所介護のサービス提供体制強化加算III又はIVは療養通所介護費を算定する場合のみ

注2 訪問型サービス（総合事業）は、対象事業所に併設する指定訪問介護事業所において特定事業所加算I若しくはIIを算定していること又は対象事業所において特定事業所加算I若しくはIIに準じる市町村独自の加算を算定していることを要件とする。

表5-1 職場環境等要件（令和7年度以降）

区分	内容
人職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）
	④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
	⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている
	⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
	⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている
	⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
やりがい・働きがいの醸成	㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入
	㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入
	㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
	㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

表5-2 職場環境等要件（令和6年度中）

区分	内容
人職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	有給休暇が取得しやすい環境の整備
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのはか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

## 代表者・管理者・計画作成担当者が受講すべき研修について

	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模 多機能型居宅介護	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認知症 対応型 通所介護	免除について
代表者	条例第 43 条	条例第 90 条	条例第 54 条		グループホーム開設予定者 研修修了者、平成 17 年度 までの実践者研修又は実践 リーダー研修、認知症介護 指導者養成研修修了者
管理者	条例第 42 条 3 項	条例第 89 条	条例第 53 条 2 項	条例第 31 条 2 項	平成 17 年度までに実践者研 修やグループホーム管理者 研修を受講し、特養・グル ープホーム・デイサービス センター等施設の管理者と して従事している者
計画作成担当者	規則第 55 条 11 項	規則第 138 条 9 項	規則第 77 条 6 項		

※ グループホームにおいて、短期利用共同生活介護サービスを実施するためには、実務者研修（専門課程）、実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修のいずれかを修了している職員が配置されている必要があります。

※ 平成 16 年度までの認知症介護実務者研修基礎課程修了者は、認知症介護実践研修の実践者研修を、認知症介護実務者研修専門課程修了者は、認知症介護実践研修の実践者研修・実践リーダー研修をそれぞれ修了したものと見なします。

### 代表者について

小規模多機能型居宅介護・グループホームの代表者は、介護保険事業所・施設等の従業者、訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験若しくは保健医療若しくは福祉サービスの経営に携わった経験があり、①の研修修了者。

看護小規模多機能型居宅介護の代表者は、介護保険事業所・施設等の従業者、訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験若しくは保健医療若しくは福祉サービスの経営に携わった経験があり、①の研修修了者又は保健師若しくは看護師。

### 管理者について

小規模多機能型居宅介護・グループホームの管理者は、3 年以上の認知症高齢者の介護に従事した実務経験があり、かつ、②・③の研修修了者。

看護小規模多機能型居宅介護の管理者は、3 年以上の認知症高齢者の介護に従事した実務経験があり、かつ、②・③の研修修了者又は保健師若しくは看護師。

認知症対応型通所介護の管理者は、介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であり、かつ、②・③の研修修了者。

### 計画作成担当者について

小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者は、介護支援専門員かつ②・④の研修修了者。

グループホームの計画作成担当者は、介護支援専門員（2 ユニット以上の場合、1 名以上）かつ②の研修修了者。

## 令和6年度福岡市介護保険事業者向け研修 日程表

種別	事業名		研修名	定員	募集	開催場所 or 形態	日程							
法定	認知症介護実践者等養成事業	実践者	認知症介護実践者研修（A日程）	50	①	ふくふくプラザ ※1、2日目はWEB研修	6/13	6/14	6/24	6/25	7/17	8/8		
			認知症介護実践者研修（B日程）	50	②	ふくふくプラザ	9/5	9/6	9/12	9/13	10/3	10/23		
			認知症介護実践者研修（C日程）	50	③	ふくふくプラザ ※1日目は西市民センター	11/6	11/13	11/21	11/22	12/10	12/26		
			認知症介護実践リーダー研修	20	④	中央市民センター	1/14	1/15	1/16	1/20	1/21	2/10	2/26	
		開設者	認知症対応型サービス事業開設者研修	10	①	WEB研修（Zoom）	7/9	（別途、8/10までに職場実習）						
		管理者	認知症対応型サービス事業管理者研修（A日程）	30	①②	あいれふ ※1日目はWEB研修	8/21	8/26						
			認知症対応型サービス事業管理者研修（B日程）	30	②③	早良市民センター ※1日目はWEB研修	12/11	12/17						
			認知症対応型サービス事業管理者研修（C日程）	30	④	中央市民センター ※1日目はWEB研修	2/18	2/27						
		計画作成担当者	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（A日程）	30	②	中央市民センター ※1日目はWEB研修	9/17	9/23						
			小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（B日程）	30	④	中央市民センター ※1日目はWEB研修	2/3	2/11						
任意	介護保険事業者研修事業	認知症ケア	認知症ケア研修（A日程）	40	②	中央市民センター ※1、2日目はWEB研修	9/18	9/26	10/4	10/11				
			認知症ケア研修（B日程）	40	③④	早良、中央市民センター ※1、2日目はWEB研修	1/23	1/30	2/5	2/12				
		権利擁護及び虐待防止	アンガーマネジメント（A日程）	-	①②	WEB研修（ライブ配信）	8/23							
			アンガーマネジメント（B日程）	-	③④	WEB研修（ライブ配信）	2/19							
			高齢者の権利擁護と成年後見制度	-	7/16~	WEB研修（録画配信）	9/1~	配信開始						
			高齢者虐待と身体拘束廃止	-	7/16~	WEB研修（録画配信）	9/1~	配信開始						
			認知症の医学的知識	-	7/16~	WEB研修（録画配信）	9/1~	配信開始						
			高齢者ケアにおける虐待防止：法制度と実践的アプローチ	40	③④	中央市民センター	1/22							
		地域包括ケア	在宅介護と看取りのケアマネジメント	※	-	7/16~	WEB研修（録画配信）	9/1~	配信開始					
			介護業務従事者向け 医療との連携のコツQ&A	※	-	9/25~	WEB研修（録画配信）	11/1~	配信開始					
			地域共生社会をつくるために	※	-	9/25~	WEB研修（録画配信）	11/1~	配信開始					
			地域包括ケアシステムの基本理念	※	-	9/25~	WEB研修（録画配信）	11/1~	配信開始					
		ケアマネジャー	ケアマネジメントプロセスにおけるアセスメントの重要性について	※	-	7/16~	WEB研修（録画配信）	9/1~	配信開始					
			ケアマネジメントプロセスにおけるモニタリングの重要性について	※	-	7/16~	WEB研修（録画配信）	9/1~	配信開始					
			自立支援に向けた相談援助について	※	-	9/25~	WEB研修（録画配信）	11/1~	配信開始					
			スーパービジョンを活用した対人支援	※	40	②③	ふくふくプラザ	12/23						
		テーマ別研修	カスタマーハラスマントへの対応	-	7/16~	WEB研修（録画配信）	9/1~	配信開始						
			介護現場における記録	-	7/16~	WEB研修（録画配信）	9/1~	配信開始						
			口腔衛生管理の充実に向けて	-	7/16~	WEB研修（録画配信）	9/1~	配信開始						
			介護現場におけるコミュニケーション	-	7/16~	WEB研修（録画配信）	9/1~	配信開始						
			介護事業者におけるコンプライアンス	-	7/16~	WEB研修（録画配信）	9/1~	配信開始						
			ノーリフティングケア	20	②③	ふくふくプラザ	10/22							
			ご利用者の安全対策・急変時の対応	-	9/25~	WEB研修（録画配信）	11/1~	配信開始						
			介護事業者における業務継続計画(BCP)	-	9/25~	WEB研修（録画配信）	11/1~	配信開始						
			介護現場における感染症への対策と発生時の対応	-	9/25~	WEB研修（録画配信）	11/1~	配信開始						
			生産性向上・業務改善の必要性(加算等についての解説含む)	-	②③	WEB研修（ライブ配信）	10/30							
			介護現場でのリハビリテーション	20	②③	ふくふくプラザ	11/8							
			ヤングケアラーの現状と支援	-	②③ 11/19~	WEB研修 (ライブ配信後に録画配信)	11/27							
			排せつ介助技術	20	③	ふくふくプラザ	1/10							
			入浴介助技術	20	③	ふくふくプラザ	1/10							
		事業所マネジメント	2024年度介護報酬改定のポイント～処遇改善加算の変更含む～	-	②	WEB研修（ライブ配信）	9/19							
			「介護職員57万人不足」社会に備えた介護業界のひとづくり ～今日からできる採用・定着・育成の取り組み～	-	③	WEB研修（ライブ配信）	11/12							
			自立支援×テクノロジー活用の最前線(ウェルビーイング)	-	②③	WEB研修（ライブ配信）	11/19							
			介護業界の採用と定着～成功事例・失敗事例から学ぶ～	-	③④	WEB研修（ライブ配信）	1/28							
			2024年度改定後、いま介護事業者が取るべき生産性向上活動とDXの取組とは	-	③④	WEB研修（ライブ配信）	2/4							
介護支援専門員	主任介護支援専門員	主任介護支援専門員フォローアップ研修（A日程）	※	40	①②	ふくふくプラザ	8/28							
		主任介護支援専門員フォローアップ研修（B日程）	※	60	②	WEB研修（ライブ配信）	10/8							
		主任介護支援専門員フォローアップ研修（C日程）	※	40	③④	ふくふくプラザ	12/19							
		主任介護支援専門員フォローアップ研修（D日程）	※	60	③④	WEB研修（ライブ配信）	2/7							

【募集時期】

◆ ①一次募集：4/17～4/30、②二次募集：7/16～7/29、③三次募集：9/25～10/8、④四次募集：11/19～12/2

◆ 研修形態がWEB研修（録画配信）の募集終期は令和7年2月14日。

【その他】

◆ 「※」がついている研修は、福岡県が主催する主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当

◆ 研修テーマ、研修日程は変更する可能性あり

各指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業者様  
各指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者様  
各指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者様

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部高齢者施策推進課長  
(在宅サービス指導係)

資格要件を満たしていない管理者又は計画作成担当者の配置について(通知)

標記の件について、資格要件を満たしていない者を事業所の管理者又は計画作成担当者にやむを得ず配置せざるを得ない場合、事前の相談を前提として、例外的にその配置を認めてきました。

平成18年の制度改正以降、一定期間を経過し、資格を有する者が一定数以上確保できること等から、今後は、別紙のとおり、例外的に資格要件を満たしていない管理者又は計画作成担当者の配置が認められた場合であっても、運営基準等に基づき、事業の休止の指導、指定の一部停止、介護給付費の減算等の対象として取り扱いますので、その旨通知します。

なお、変更届出書の提出に当たり、提出書類等に不備がある場合は受付できませんので、変更後10日以内の提出期限を厳守するためにも、不備等がないように記載事項やチェック表を確認の上、提出してください。

【連絡先】

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部  
高齢者施策推進課 在宅サービス指導係  
担当者：黒木、吉川  
電話：(092)711-4257 FAX：(092)726-3328  
E-mail：kaigo-shido@city.fukuoka.lg.jp

(別紙)

平成 22 年4月 22 日福岡市保健福祉局高齢者施策推進課長通知

## 資格要件を満たしていない事業所の管理者又は 計画作成担当者の配置について

### 1 従来の取扱い

従来、やむを得ない事情により、資格要件を満たしていない者（以下「無資格者」という。）を事業所の管理者又は計画作成担当者に配置せざるを得ない場合、事前にその旨の相談を受け、かつ、資格要件を満たすために必要な直近の研修等を受講する旨の誓約を行ったときに限り、例外的にその配置を認めてきたところである。

### 2 取扱いの変更の趣旨

以下の事情を考慮して、取扱いを変更する。

- ・ 平成 18 年の制度改正以降、一定期間を経過し、資格を有する者が一定数以上確保できたこと。
- ・ 事業者は職員に対して研修を受講させること等により、従業者の資質の向上や必要な人材を育成しておくべきこと。
- ・ やむを得ない事情を考慮し、例外的に無資格者による配置が認められているにもかかわらず、その誓約を履行することなく、重ねて別の無資格者を配置変更したい旨の相談や、事前の相談もなく無資格者の配置についての変更届と誓約書の提出のみを行ってくる事業者が相次いでいること。
- ・ 無資格者の配置は、事業所の指定取消事由に該当する上、例年、集団指導で周知しているにもかかわらず、上記の事態が相次いでいることは、事業者としての事業運営や人事管理に問題があること。

### 3 今後の取扱い

- (1) 事業所の管理者又は計画作成担当者については、必要な研修を修了していない等、資格要件を満たしていない者を配置することは認められない。
- (2) ただし、以下の場合については、事前相談を前提とした上で認める場合もある。なお、人事異動による配置転換等、事業者の都合によって無資格者を配置する場合は一切認めない。
  - ① 資格要件を満たすもの（有資格者）の配置について、事業者が相当の努力を行ったにもかかわらず、やむを得ず無資格者を配置せざるを得ない場合

例えば、事業所の管理者又は計画作成担当者が、個人的な事情による急な退職等を申し出たため、事業者において早急に求人等を行ったにも関わらず、有資格者の雇用が間に合わなかった場合等が考えられる。この場合、事業者は、前任者の退職等の申し出があった時点において、有資格者の配置が確実でない場合は、速やかに本市に相談を行うこと。

- ② その他、福岡市がやむを得ないと判断した場合
- (3) 事前相談において、例外的に本市から無資格者の配置を認められた場合は、変更届出書を提出する際に、「必要な研修等を受けさせる旨の事業者の誓約書」(様式1)と「必要な研修等を受ける旨の管理者、計画作成担当者自身の誓約書」(様式2)の双方を提出すること。
- (4) 上記(3)の場合であっても、以下のとおり取り扱うこと。
  - ① 管理者の場合

運営基準に違反するものとして、事業の休止等の指導、期間を定めて指定の一部効力停止等を行う場合がある。
  - ② 計画作成担当者の場合

運営基準減算として、人員基準欠如開始月の翌々月から解消月まで、介護給付費の100分の70の減算を行う。なお、小規模多機能型住宅介護事業所の計画作成担当者については、計画作成担当者研修の実施頻度を考慮して、当分の間、福岡市がやむを得ないと判断した場合に限り、減算を行わなくてもよいものとする。

なお、減算を行う場合は、「職員の欠員による減算の状況」を記入した「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・変更届出書」を提出すること。
- (5) 提出した誓約書に記載されている研修を受講しなかった場合や、研修が修了できなかった場合は、必要な要件を満たした者を配置するまでの間、事業の休止等の指導、期間を定めて指定の一部効力停止、介護給付費の返還の指導等を行う場合がある。
- (6) 研修の修了等により、無資格者が資格要件を満たした場合は、速やかに研修の修了証の写しを提出すること。なお、職員の欠員による減算を行っていた場合は、あわせて「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・変更届出書」を提出すること。

保指第374号  
令和元年7月4日

介護サービス事業者様

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長

### 指定基準等に係る本市への問い合わせについて

平素から、本市介護保険事業にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

貴職におかれましては、日頃から適正な介護サービスの提供と法令遵守の徹底に努められていることと存じます。

さて、昨今、介護サービス事業者からの電話による問い合わせや相談が急増しており、本市が応答した内容について、共通した認識が図られていない事案が散見されるようになりました。

今後は、相互において解釈の誤解が生じないよう、人員・設備・運営・報酬基準の解釈について本市へ問い合わせをする場合は、下記のとおり電子メール（電子メールが使用できない場合はFAX）により行っていただきますよう、よろしくお願いします。

なお、虐待通報や事業所の不正等、緊急を有する相談については、従来どおり電話でも受け付けますので、早急にご連絡ください。

#### 記

##### 1 電子メール（又はFAX）の送付方法

- (1) 電子メール（又はFAX）の主題は「〇〇〇〇事業の〇〇基準の問い合わせ」と記載。
- (2) 本文に下記の事項を記載。  
①事業所名、②事業所番号、③担当者名、④連絡先、⑤質問、⑥状況、⑦問題点
- (3) 次のアドレスに電子メール（又はFAX）を送信。

**在宅指導係** : [kyotaku@city.fukuoka.lg.jp](mailto:kyotaku@city.fukuoka.lg.jp)

**施設指導係** : [shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp](mailto:shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp)

**FAX（共通）** : 092-726-3328

※本市システムのセキュリティ上、電子メールの添付ファイルが確認できない場合がありますので、必ず本文中に上記（2）の内容を記載してください。

※1回のメール（又はFAX）に対し、一つの質問でお願いします。

##### 2 注意点

- ・本市からの回答については、最大2週間要します。
- ・新規指定や指定更新、変更届等の提出書類に関する質問や相談は、従来どおり電話でも受け付けます。
- ・回答期間短縮のため、本市に問い合わせる前に、各介護サービス事業者において下記資料を必ずご確認ください。下記資料に記載のない場合、もしくは疑義のある場合のみお問い合わせください。

###### ●厚生労働省介護サービス関係Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/qa/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html)

###### ●福岡市集団指導資料

[http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/jigousyasho/health/00/05/5-010205\\_3.html](http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/jigousyasho/health/00/05/5-010205_3.html)

#### 【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課

**在宅指導係** : [kyotaku@city.fukuoka.lg.jp](mailto:kyotaku@city.fukuoka.lg.jp)

**施設指導係** : [shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp](mailto:shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp)

**FAX（共通）** : 092-726-3328

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1  
福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課

- 在宅指導係 電 話：092-711-4257  
F A X：092-726-3328  
E-mail：[kyotaku@city.fukuoka.lg.jp](mailto:kyotaku@city.fukuoka.lg.jp)

【担当事業】

- ・定期巡回・隨時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・(介護予防) 認知症対応型通所介護
- ・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

- 施設指導係 電 話：092-711-4319  
F A X：092-726-3328  
E-mail：[shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp](mailto:shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp)

【担当事業】

- ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護